

第2次 二宮町 健康増進計画・ 食育推進計画・自殺対策計画

令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)

令和7年(2025年)3月
神奈川県 二宮町

はじめに

日本は今、人口減少・超高齢社会という大きな課題に直面しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸が重要視されています。

誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はますます高まっており、日頃から自身の健康を保つための取組が求められています。

また、身体健康だけでなく、社会全体の自殺リスクを低下させる取り組みを進めることが求められています。生涯を通じて健康でいきいきと暮らす将来を実現するためには、個人の行動と健康状態の改善はもとより、社会とのつながりやこころの健康を守るための環境整備も合わせて行っていく必要があります。

このたび、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までを計画期間とする「第2次二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」を策定いたしました。これまでは健康づくり・食育推進と自殺対策について、それぞれの観点から計画を策定しておりましたが、各計画の施策を総合的に推進するため、一体的に策定いたしました。

本計画は、「豊かな自然で育む健康なこころとからだ～向き合おうこころとからだの健康管理～」を基本理念とし、全ての町民が健やかで心豊かに生活できるよう、事業を実施してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会の皆さまをはじめ、健康づくりに関するアンケートや町民意見募集などを通じてご協力いただきました多くの町民の皆さまや関係機関の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

二宮町長 村田 邦子

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 二宮町の現状	4
1 統計データからみる二宮町の現状	4
2 アンケート調査結果	16
3 前回計画の評価	33
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 施策の体系	37
第4章 施策の展開	38
1 健康管理	38
2 身体活動・運動	41
3 こころの健康	43
4 喫煙・飲酒	45
5 歯と口腔の健康	47
6 望ましい食習慣の確立	50
7 持続可能な食を支える食育の推進	52
8 いのちを支え・つなげる包括支援	54
第5章 ライフステージ別の取り組み	65
1 乳幼児期（0～6歳）	65
2 学童思春期（7～19歳）	66
3 青壮年期（20～64歳）	67
4 高齢期（65歳以上）	68
第6章 計画の進捗管理	69
資料編	70
1 数値目標一覧	70
2 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会設置要綱	72
3 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会委員名簿	74
4 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定経過	75
5 二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例	76
6 二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例	78

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年における我が国の健康づくり対策の大きな動きとして、平成12年（2000年）3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が策定され、平成15年（2003年）には健康増進法を施行、平成17年（2005年）には「食育基本法」を、平成18年（2006年）には自殺対策基本をそれぞれ制定し、健康づくりや食育推進、自殺対策を支える法的整備がされました。

その後、これらの法に基づく計画や取り組みで、平均寿命及び健康寿命^{※1}は、この20年間で延伸がみられましたが、近年の食事や生活習慣の変化等により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病や、高齢化に伴う認知機能や身体・口腔機能の低下者等の増加、社会環境の変化に伴う様々なストレスなどにより引き起こされるこころの問題など、健康に関する課題は複雑多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、人との接触を避けるなど日常生活の制限をせざるを得ない状況が続き、人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化などにもつながり、健康格差^{※2}の拡大もみられます。

このような状況の中、国では、令和3年（2021年）に「第4次食育推進基本計画」に基づき、生涯を通じた心身の健康を支え、持続可能で新たな日常にも対応した食育を推進していくとともに、令和6年（2024年）には“全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現”をビジョンとした「健康日本21（第三次）」を告示し、健康寿命のさらなる延伸・健康格差の縮小を目指しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著だった自殺対策においては、令和4年（2022年）10月に「自殺総合対策大綱」を見直し、保健・医療・福祉・教育・労働、その他の関連施策との連携による総合的な自殺対策への取り組みを強化しています。

また、神奈川県においても、県民の未病改善と行動変容を促し、“いのち輝くマグネット神奈川”の実現に向けて、「かながわ健康プラン21（第3次）」をはじめとした各種計画に基づき、健康づくり、食育推進、自殺対策の施策を推進しています。

本町は、「二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例」と「二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例」のもと、これまで町民の健康寿命延伸を目指し、平成27年（2015年）3月に策定した「二宮町健康増進計画・食育推進計画」及び平成31年（2019年）3月に策定した「二宮町自殺対策計画」に基づき、地域資源や町民の力を活かしながら健康づくりや自殺対策を推進してきました。今回、両計画が令和6年度（2024年度）をもって計画期間が終了するにあたり、近年の社会経済情勢の変化や国や県の動向を踏まえ、包括的に両計画の意図を継承した上で、二宮町の健康づくりを総合的かつ効果的に展開するために本計画を策定するものです。

※1 健康寿命 … 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

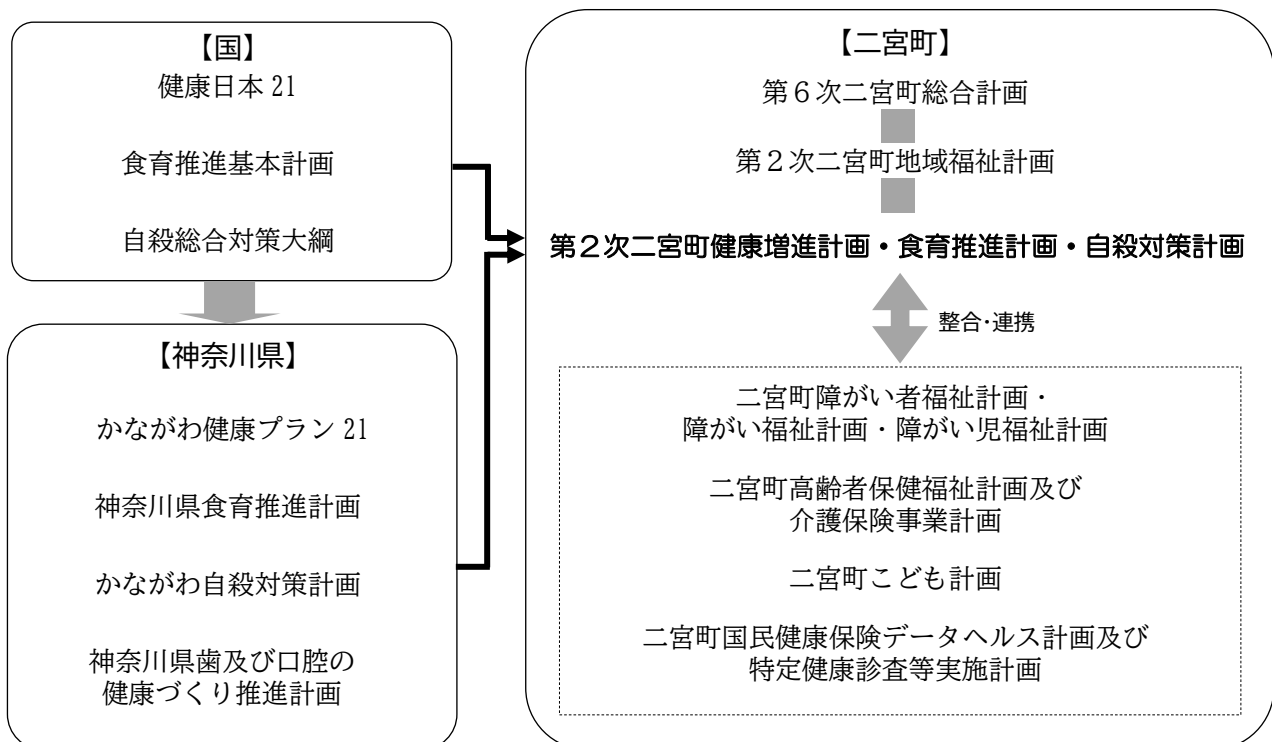
※2 健康格差 … 地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけられます。国が令和5年度（2023年度）に策定した「健康日本21（第三次）」、神奈川県が令和5年度（2023年度）に策定した「かながわ健康プラン21（第3次）」を踏まえて策定するとともに、本町の最上位計画である「第6次二宮町総合計画（令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度））」及び「第2次二宮町地域福祉計画（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））」をはじめとする本町の関連計画との整合を図ります。

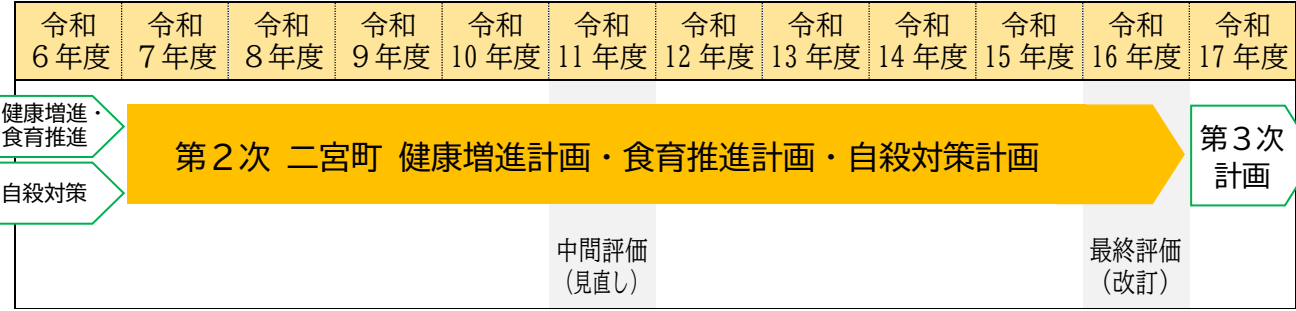
また、本計画は食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」を包含する計画として位置づけ、国が令和2年度（2020年度）に策定した「第4次食育推進基本計画」、令和4年度（2022年度）に閣議決定した「自殺総合対策大綱」、神奈川県が令和4年度（2022年度）に策定した「第4次神奈川県食育推進計画」、「かながわ自殺対策計画（第2期）」を踏まえて策定します。

- * 市町村健康増進計画: 健康増進法第8条第2項の規定に基づき、行政、関係団体、学校、職域、地域、家庭が一体となって、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進していく計画
- * 市町村食育推進計画: 食育基本法第18条に基づき、住民の健全な食生活の実現と環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働して食育を推進していく計画
- * 市町村自殺対策計画: 自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進していく計画



3 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や町の状況の変化等を踏まえ、令和11年度（2029年度）には計画の中間評価・見直し、令和16年度（2034年度）には最終評価・改訂を予定しています。

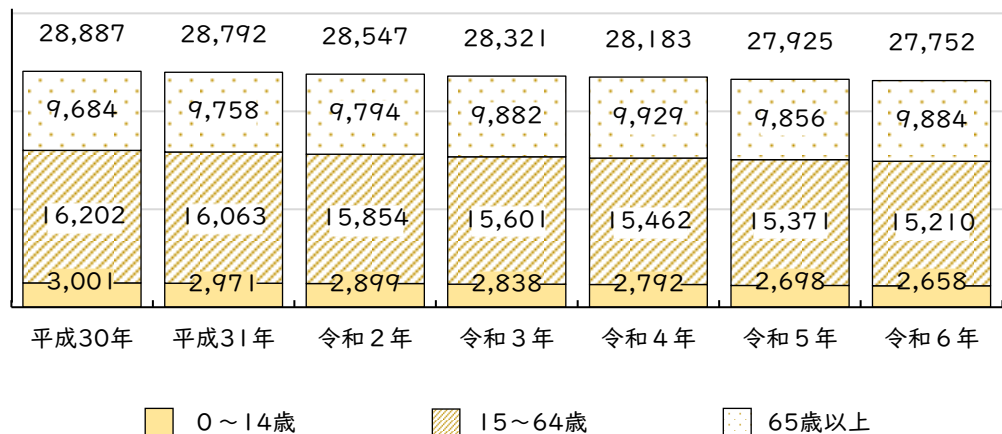


第2章 二宮町の現状

1 統計データからみる二宮町の現状

(1) 人口・世帯について

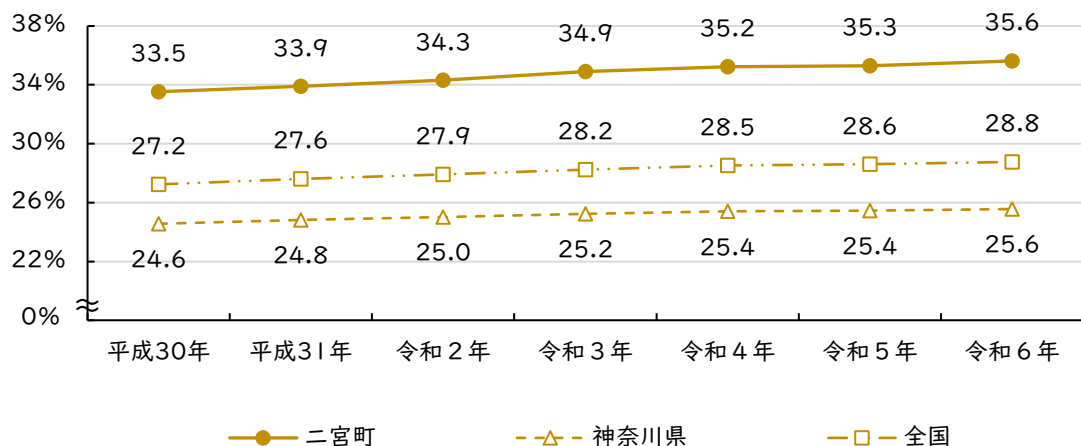
①総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

令和6年（2024年）の総人口は27,752人で、内訳は「0～14歳」が2,658人、「15～64歳」が15,210人、「65歳以上」が9,884人となっています。平成30年（2018年）からの推移をみると、総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別では、「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が増加傾向にあります。

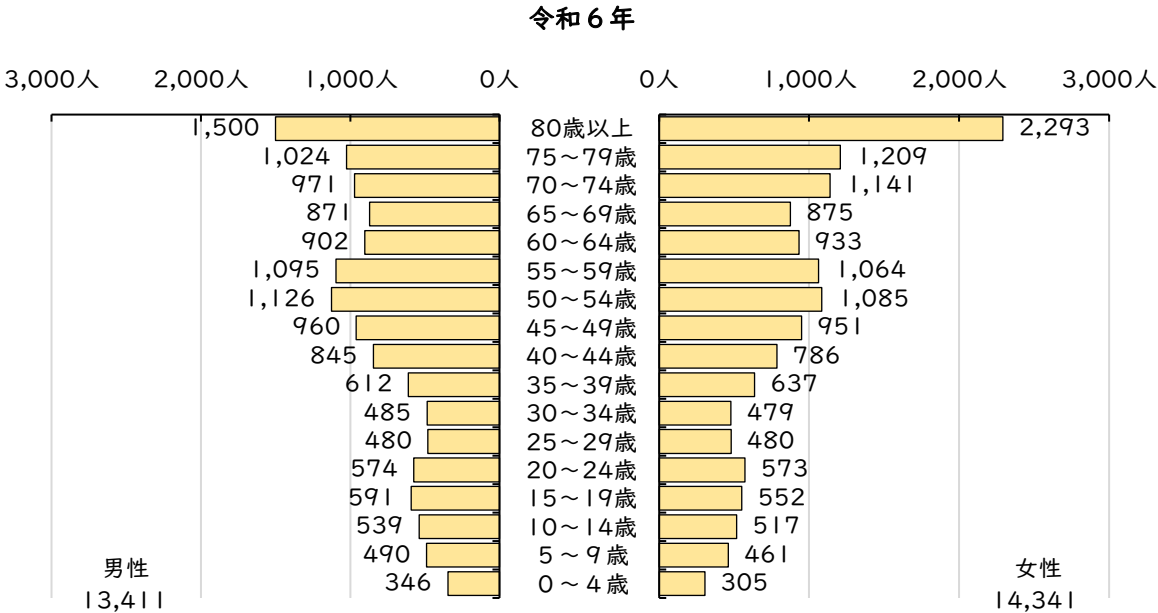
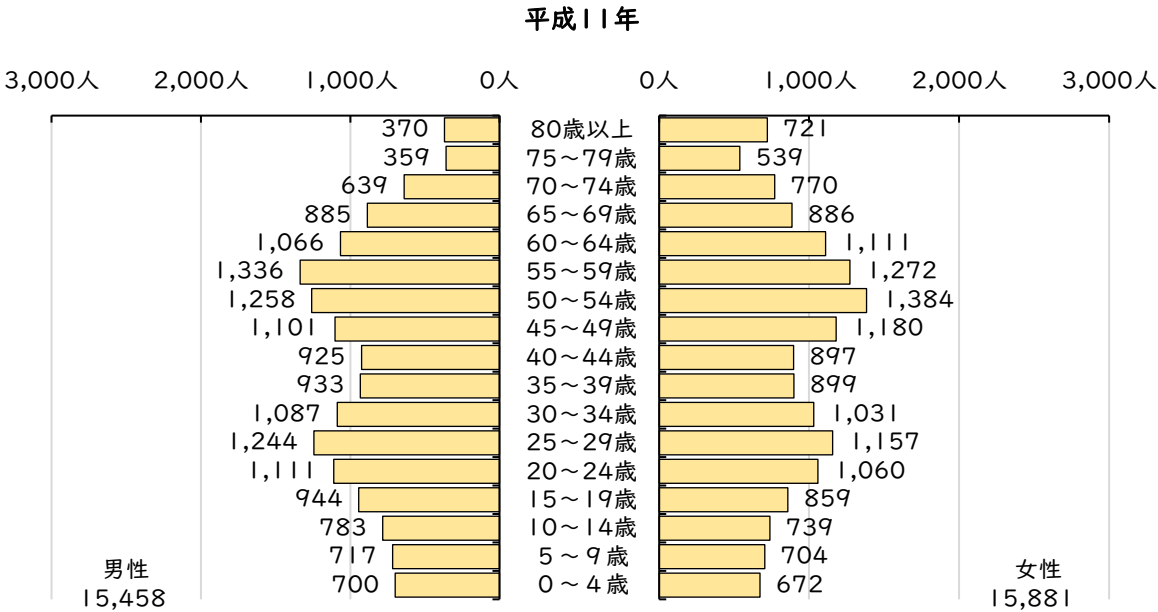
②高齢化率の比較



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

令和6年（2024年）の高齢化率は、35.6%となっています。平成30年（2018年）からの推移をみると、高齢化率は上昇傾向にあります。神奈川県や全国と比較すると、二宮町の高齢化率は6ポイント以上高くなっています。また、いずれも上昇傾向にあり、二宮町の高齢化は神奈川県や全国よりも速く進んでいることがわかります。

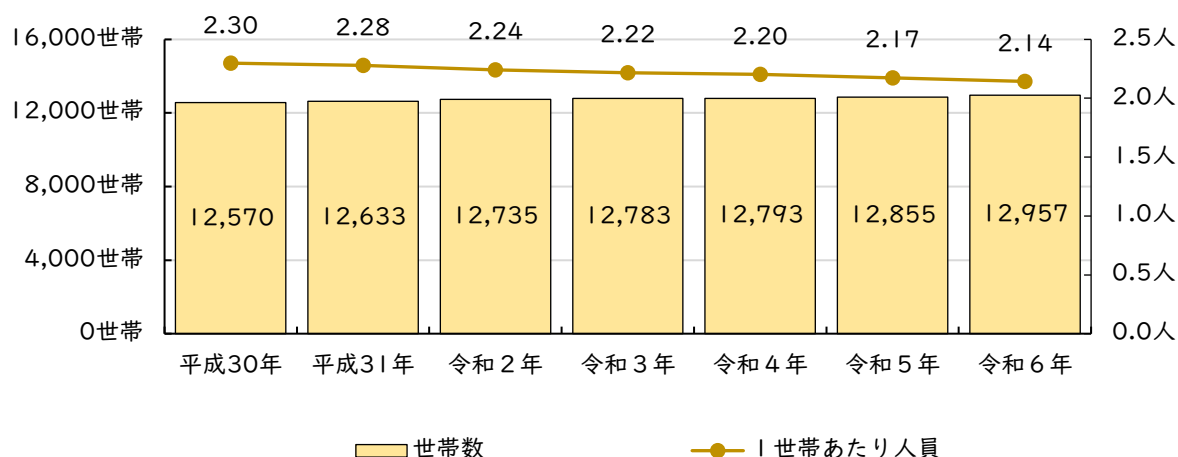
③人口ピラミッド



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(平成11年(1999年)は3月31日:外国人含まず、令和6年(2024年)は1月1日時点:外国人含む)

令和6年(2024年)と、25年前の平成11年(1999年)の人口ピラミッドと比較すると、平成11年(1999年)は男女とも50代と20代で人数が多い“変形つぼ型”の形状でしたが、令和6年(2024年)は男女ともに80歳以上が最も多く、50代で若干多いものの、若い世代ほど減少しており、逆三角形の形状となっています。

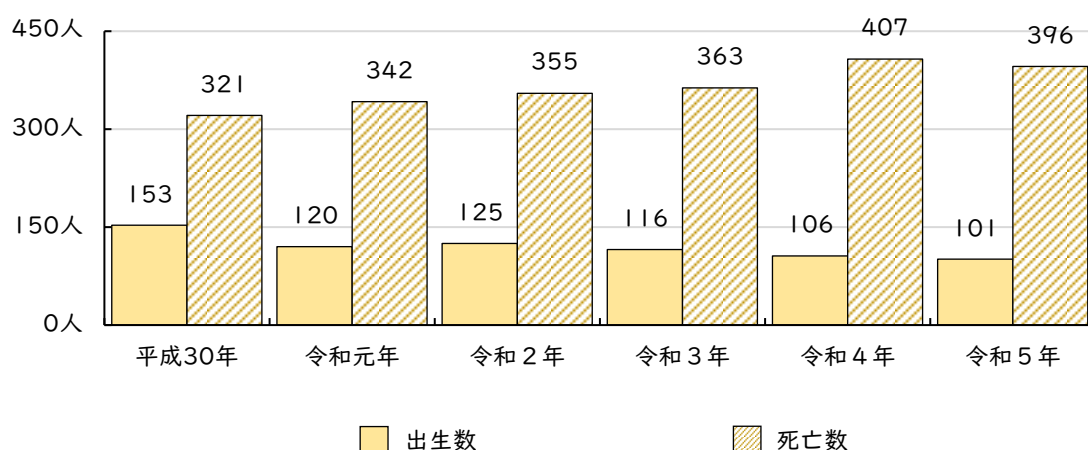
④世帯数・1世帯あたり人員の推移



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

令和6年（2024年）の世帯数は12,957世帯、1世帯あたり人員は2.14人となっています。平成30年（2018年）からの推移をみると、世帯数は増加傾向、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

⑤出生数・死亡数の推移

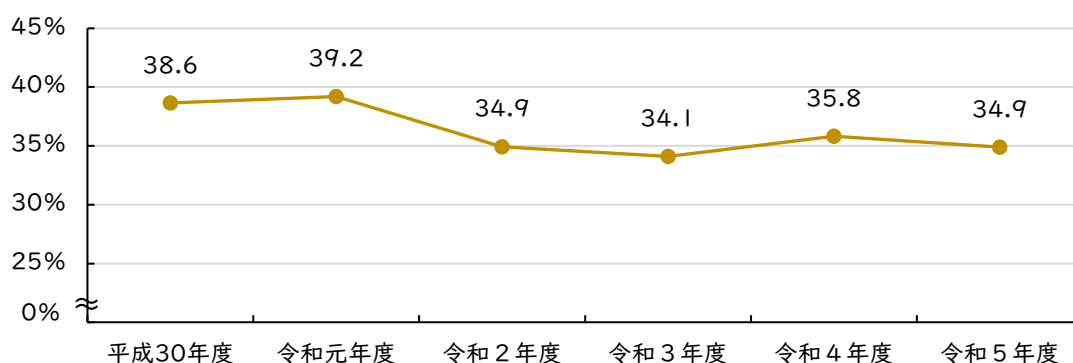


資料：「神奈川県人口統計調査結果（年報）」

令和5年（2023年）の出生数は101人、死亡数は396人となっています。平成30年（2018年）からの推移をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあります。また、死亡数が出生数を上回る傾向がみられ、令和5年（2023年）には死亡数が出生数の約4倍となっています。

(2) 健康・介護について

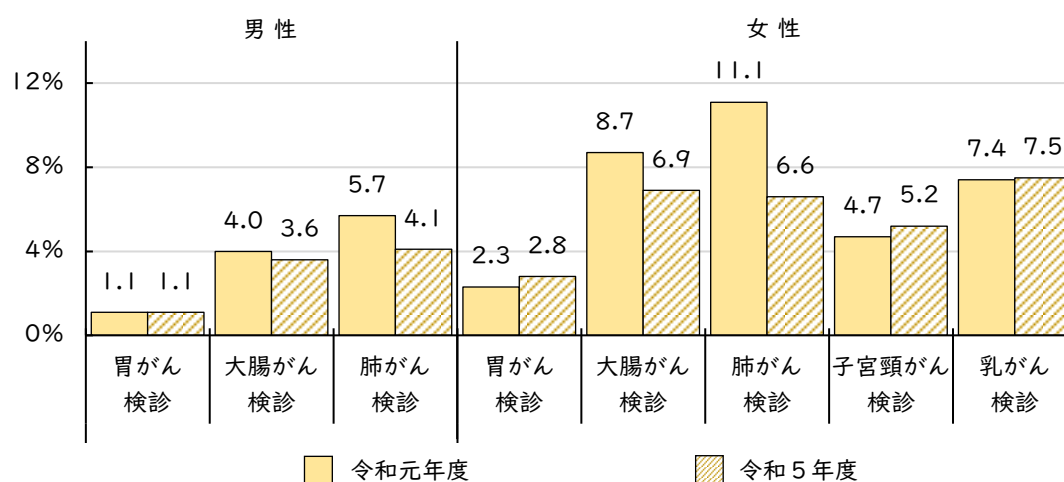
①特定健診受診率の推移



資料：「二宮町データヘルス計画」

令和5年度(2023年度)の特定健診受診率は、34.9%となっています。平成30年(2018年)からの推移をみると、コロナ禍で受診控えもある中、横ばい傾向となっています。

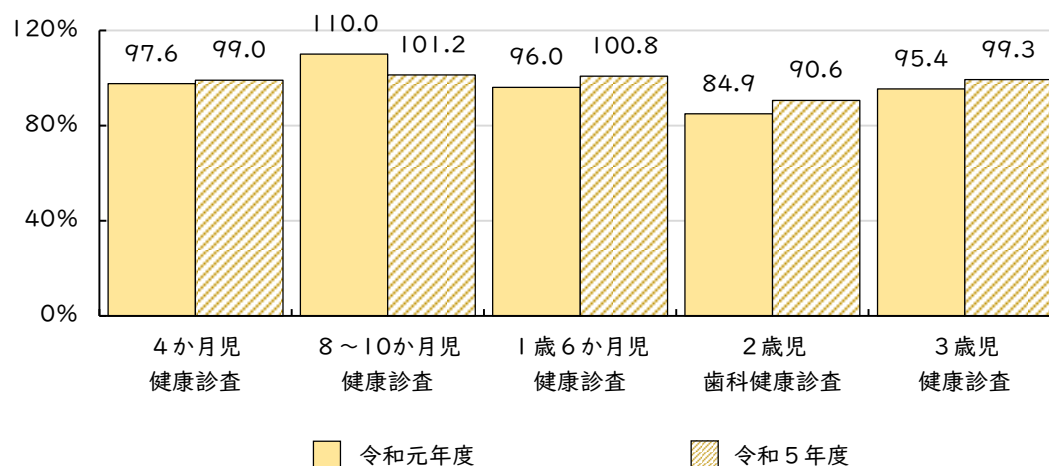
②がん検診受診率の推移



資料：「地域保健・健康増進事業報告」

令和5年度(2023年度)のがん検診受診率は、すべてのがん検診において10%前後と低くなっています。特に男性ではがん検診の種類を問わず5%未満と、著しく低くなっています。令和元年度(2019年度)からの推移をみると、男性は「胃がん検診」が横ばい傾向、「大腸がん検診」、「肺がん検診」が低下傾向にあります。女性は「胃がん検診」、「子宮頸がん検診」が上昇傾向、「乳がん検診」が横ばい傾向、「大腸がん検診」、「肺がん検診」が低下傾向にあります。

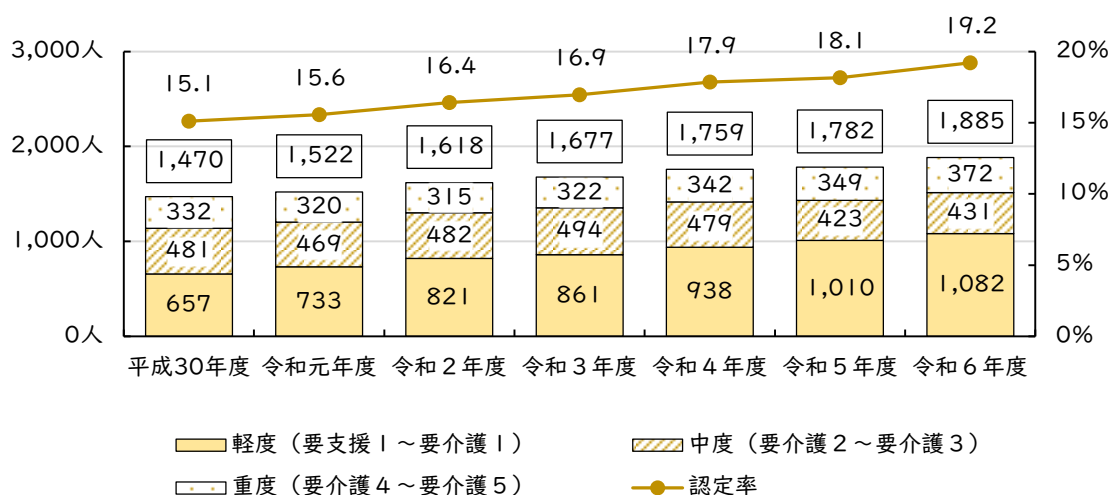
③乳幼児健康診査等受診率の推移



資料：「母子保健報告」

令和5年度（2023年度）の乳幼児健康診査等受診率は、「2歳児歯科健康診査」が他に比べてやや低いものの、すべての乳幼児健康診査等において9割を超えています。令和元年度（2019年度）からの推移をみると、「8～10か月児健康診査」を除く乳幼児健康診査等において受診率が上昇しています。

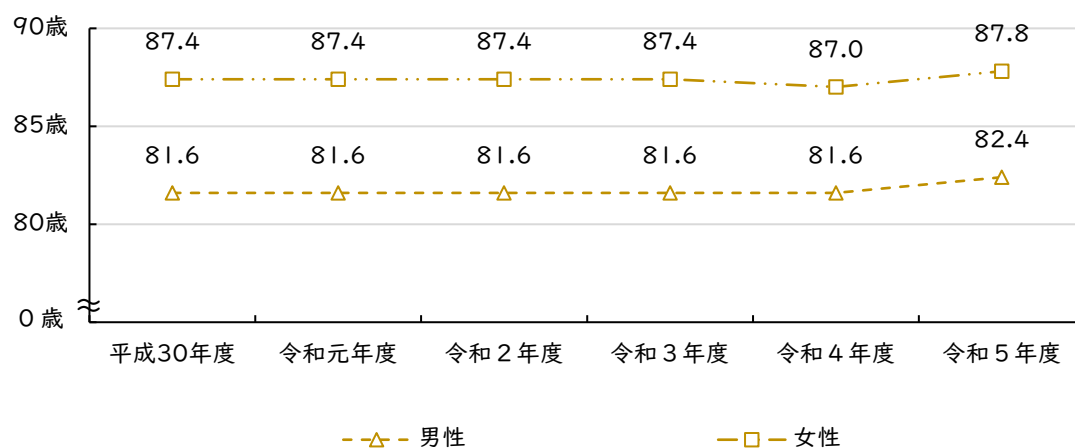
④要支援・要介護認定者数・認定率（第1号被保険者）の推移



資料：「介護保険事業状況報告」（各年度10月報告分）

令和6年度（2024年度）の要支援・要介護認定者数は、1,885人で、内訳は「軽度」が1,082人、「中度」が431人、「重度」が372人となっています。また、認定率は、19.2%となっています。平成30年度（2018年度）からの推移をみると、要支援・要介護認定者数、認定率は増加・上昇傾向にあります。程度別では、「軽度」と「重度」が増加傾向にあります。

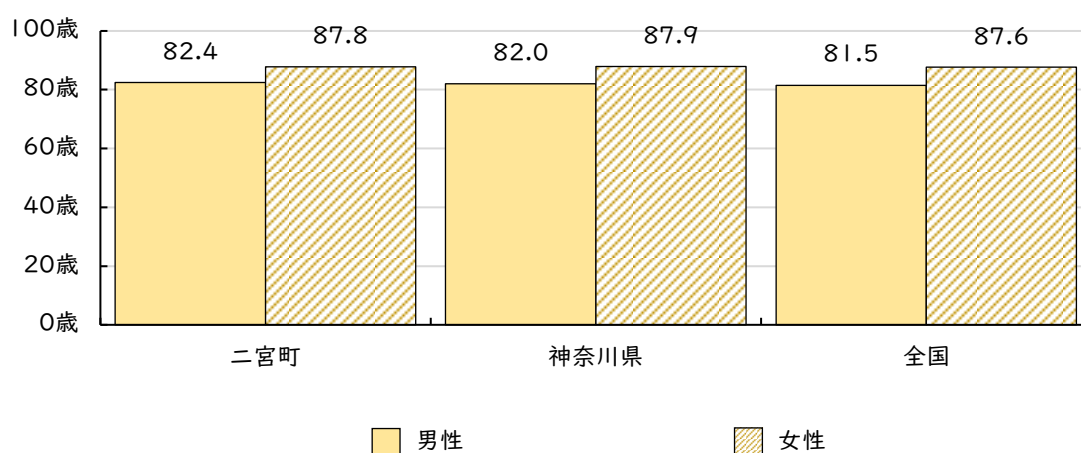
⑤平均寿命の推移



資料：「KDB システム」

令和5年度（2023年度）の平均寿命は、「男性」が82.4歳、「女性」が87.8歳と、「女性」が長くなっています。平成30年度（2018年度）からの推移をみると、横ばい傾向や僅かな短縮傾向はみられるものの、概ね延長傾向にあります。

⑥平均寿命の比較（令和5年度（2023年度））

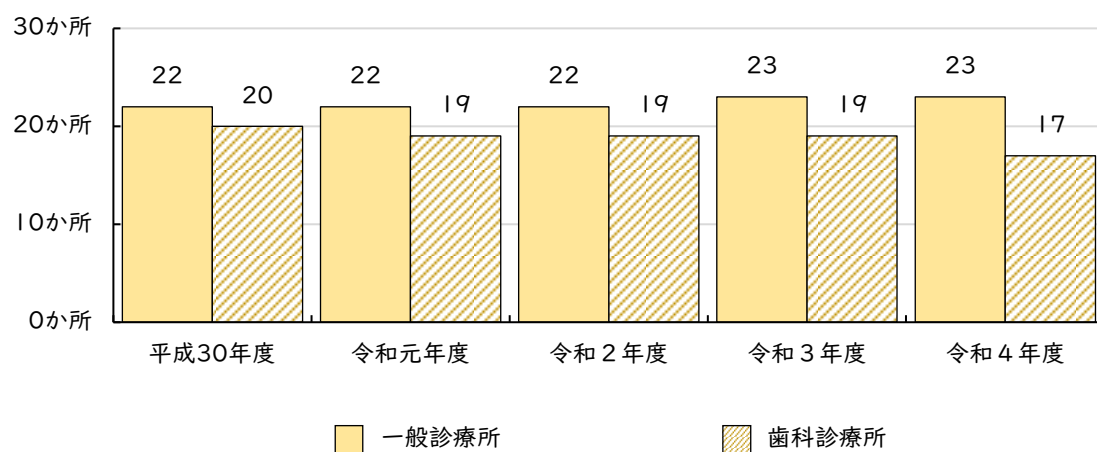


資料：「KDB システム」

令和5年度（2023年度）の平均寿命を神奈川県や全国と比較すると、「男性」においてやや長いものの、大きな差異はみられません。

(3) 町内における医療機関について

①医療機関数の推移

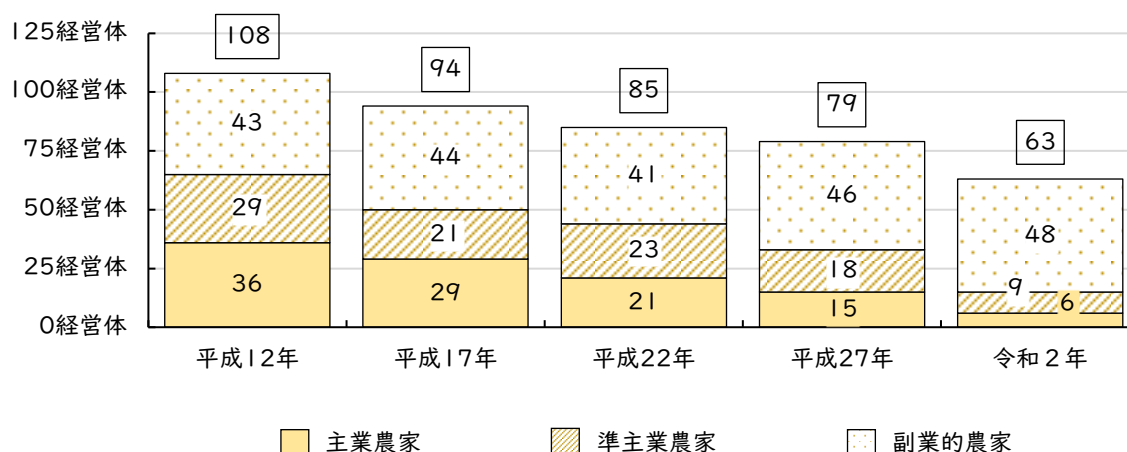


資料：「神奈川県平塚保健福祉事務所年報」（各年度末時点）

令和4年度（2022年度）の「一般診療所」は23か所、「歯科診療所」は17か所となっています。

(4) 農業の状況について

①農家数の推移

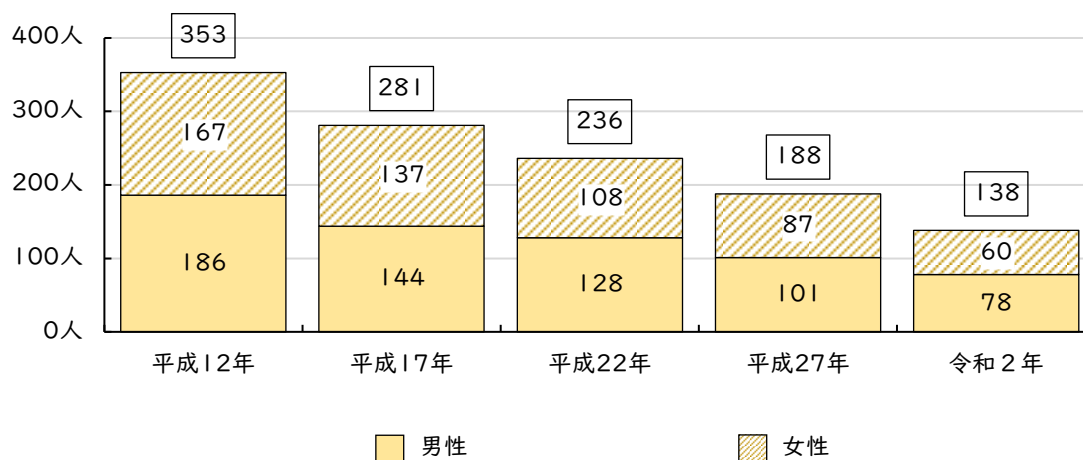


主業農家…農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のこと。
 準主業農家…農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のこと。
 副業的農家…1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家のこと。

資料：「農林業センサス（農林水産省）」（各年2月1日時点）

令和2年（2020年）の農家数は63経営体で、内訳は「主業農家」が6経営体、「準主業農家」が9経営体、「副業的農家」が48経営体となっています。平成12年（2000年）からの推移をみると、農家数は減少傾向にあります。種類別では、「主業農家」、「準主業農家」が減少傾向、「副業的農家」が増加傾向にあります。

②農業従事者数の推移

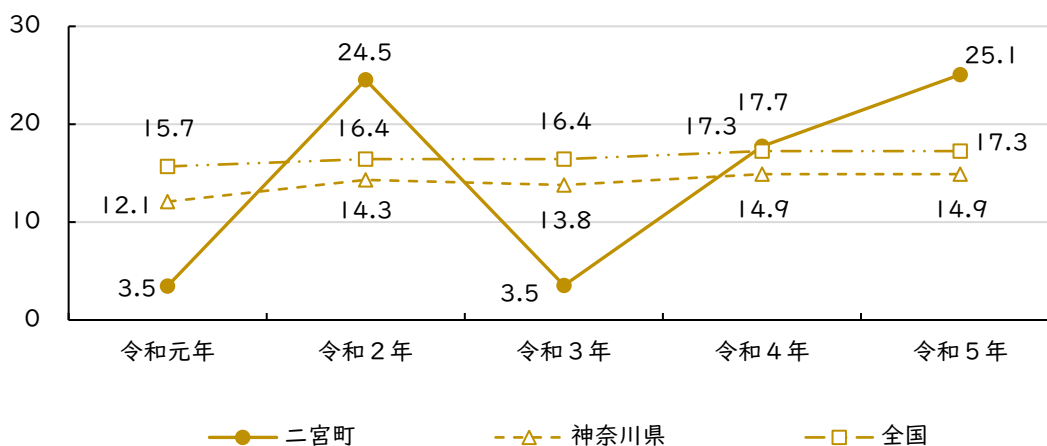


資料：「農林業センサス（農林水産省）」（各年2月1日時点）

令和2年（2020年）の農業従事者数は138人で、内訳は「男性」が78人、「女性」が60人となっています。平成12年（2000年）からの推移をみると、農業従事者数は減少傾向にあります。性別では、男女ともに減少傾向にあります。

(5) 自殺者の状況について

①自殺死亡率（対10万人比）の比較

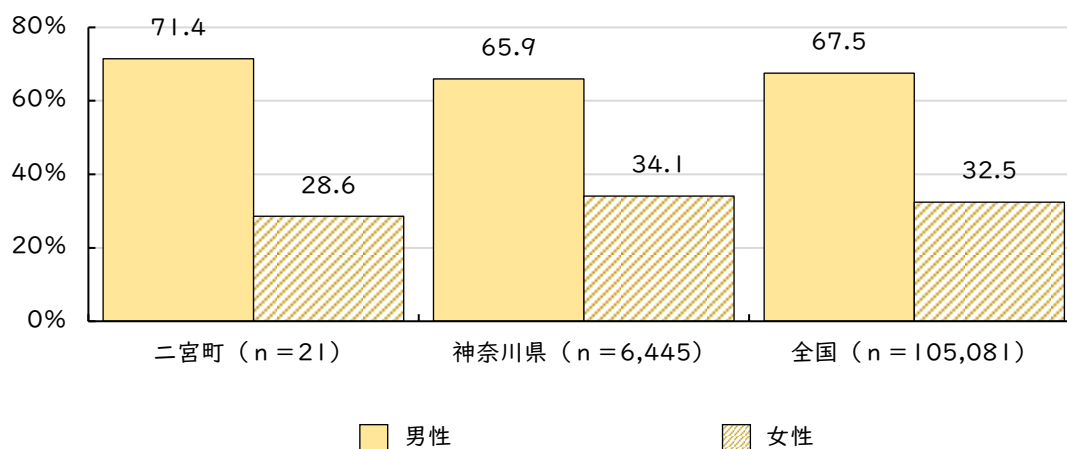


資料：「地域における自殺の基礎資料」

厚生労働省による住居地ベースの統計による自殺死亡率（対10万人比）をみると、神奈川県や全国が微増傾向の中、二宮町は人口規模が小さいため、年毎の増減幅が大きくなっています。

- ◆ 自殺の属性等による現状については、個人が特定できないようにするため、令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の自殺者数を合計した上で割合を算出して掲載しています。「不詳」の割合は、掲載を割愛しています。また、自殺者数が少なく詳細が非公表の場合は、割合を算出するための母数からその年の自殺者数を除いています。

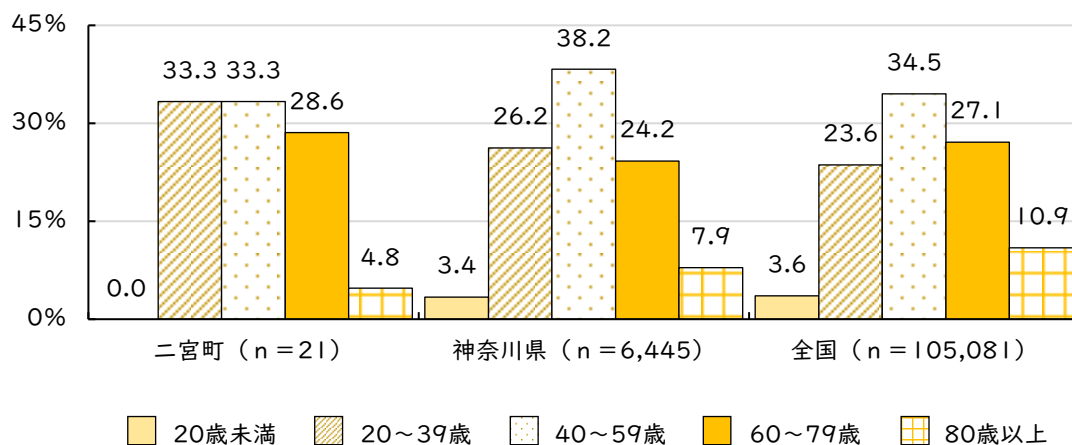
②性別による比較



資料：「地域における自殺の基礎資料」

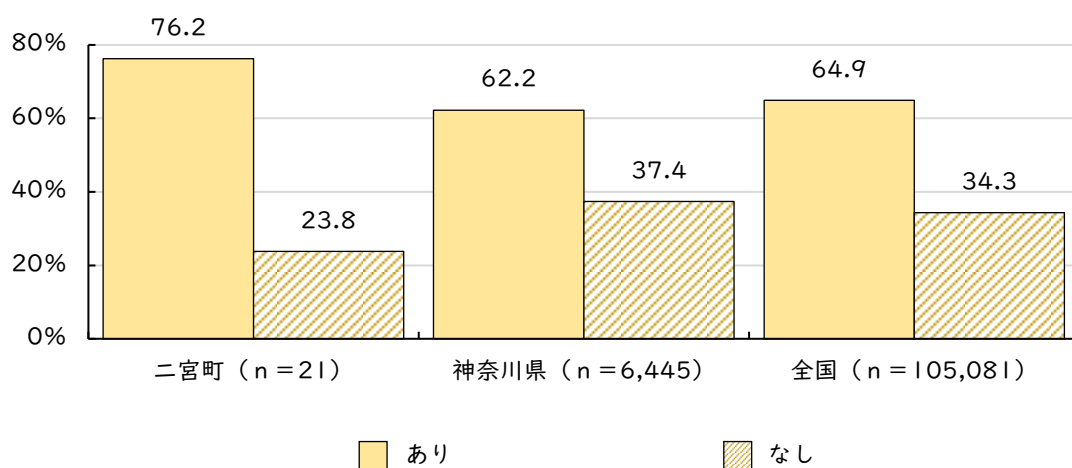
自殺者の性別をみると、「男性」が71.4%、「女性」が28.6%と、「男性」が多くなっています。神奈川県や全国と同様に、二宮町の自殺者は「男性」が多く、「女性」が少ないことがわかります。

③年齢別の比較



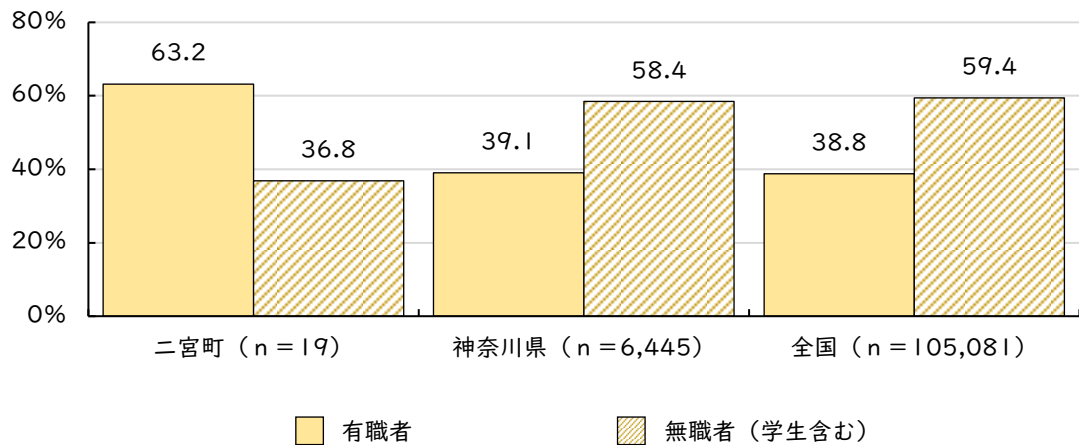
自殺者の年齢をみると、「20～39歳」、「40～59歳」がそれぞれ33.3%と最も多く、「60～79歳」が28.6%で続いています。神奈川県や全国と比較すると、二宮町の自殺者は「20～39歳」が多く、「80歳以上」が少ないことがわかります。

④同居人の有無別の比較



自殺者の同居人の有無をみると、「あり」が76.2%、「なし」が23.8%と、「あり」が多くなっています。

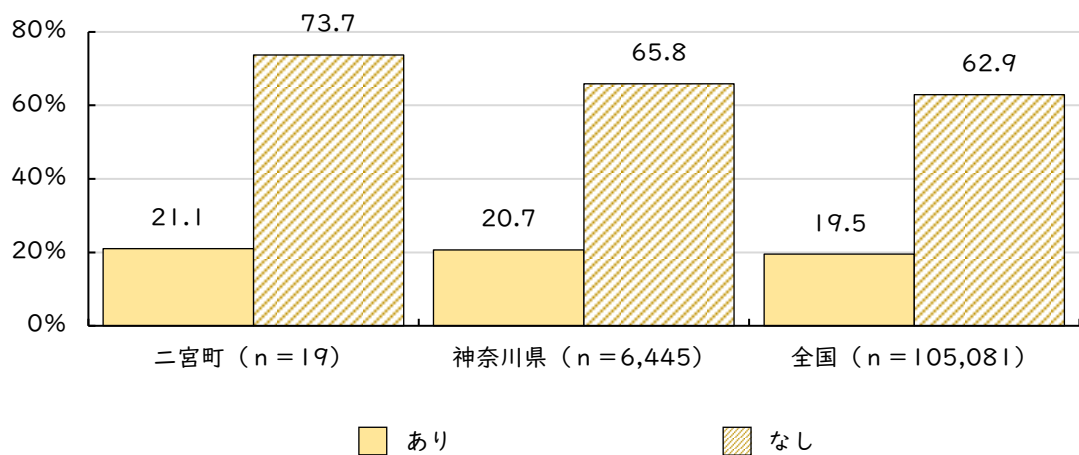
⑤職業の有無別の比較



資料：「地域における自殺の基礎資料」

自殺者の職業の有無をみると、「有職者」が63.2%、「無職者（学生含む）」が36.8%と、「有職者」が多くなっています。神奈川県や全国と比較すると、二宮町の自殺者は「有職者」が多く、「無職者（学生含む）」が少ないことがわかります。

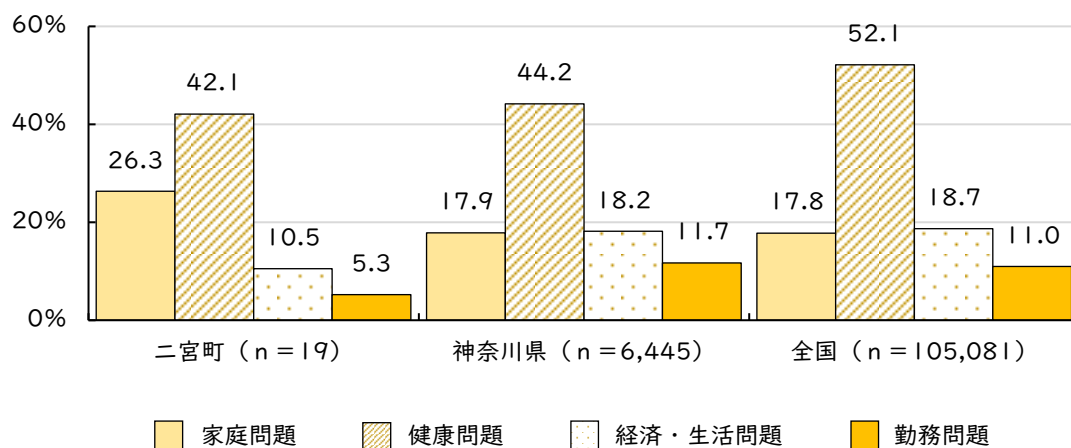
⑥自殺未遂歴の有無別の比較



資料：「地域における自殺の基礎資料」

自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、「あり」が21.1%、「なし」が73.7%と、「なし」が多くなっています。

⑦原因・動機別の比較（割合の高い4項目のみ）



資料：「地域における自殺の基礎資料」

注) 令和3年(2021年)までは、1人につき3項目までの選択であったが、令和4年(2022年)から家族からの聞き取りも含め、4項目まで選択可能となっている。

自殺の原因・動機（割合の高い項目のみ）をみると、「健康問題」が42.1%と最も多く、「家庭問題」が26.3%で続いています。神奈川県や全国と比較すると、二宮町の自殺者は「家庭問題」が多くなっています。

- ◆ 集計上健康問題が多いですが、自殺の多くは多様で複合的な原因や背景があり、様々な要因が絡み合った結果で生じるものです。（P55「自殺の危機経路」参照）

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画の基礎資料とするために、二宮町で暮らす人々の健康感、日頃の過ごし方、保健事業の利用状況などについての意見を収集するための調査を実施しました。

②調査の方法

調査種類	対象者	調査方法	調査期間
18 歳以上	二宮町に住む 18 歳以上の男女	郵送配布・郵送回収	令和 6 年（2024 年） 1 月 11 日～24 日
3 歳保護者	二宮町に住む 3 歳児の保護者	施設配布・施設回収 (一部郵送配布・郵送回収)	令和 6 年（2024 年） 1 月 11 日～24 日
小学 5 年生 中学 2 年生	二宮町に住む 小学 5 年生 二宮町に住む 中学 2 年生	学校配布・学校回収	令和 6 年（2024 年） 3 月 15 日～22 日

③回収状況

調査種類	対象者数	回収数	無効票数	有効回収数	有効回収率
18 歳以上	1,000 人 (18 歳以上 全 19,333 人 から抽出)	487 票	1 票	486 票	48.6%
3 歳保護者	140 人	88 票	1 票	87 票	62.1%
小学 5 年生 中学 2 年生	小 5 198 人 中 2 180 人 合計 378 人	小 5 159 票 中 2 165 票 合計 324 票	小 5 0 票 中 2 0 票 合計 0 票	小 5 159 票 中 2 165 票 合計 324 票	小 5 80.3% 中 2 91.7% 合計 85.7%

※無効票とは、白票や著しく回答が少ない票のことです。

④調査結果を読む際の注意点

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- ・ 百分率は小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。
- ・ スペースの関係上、選択肢を省略して表記していることがあります。

(2) 調査の結果

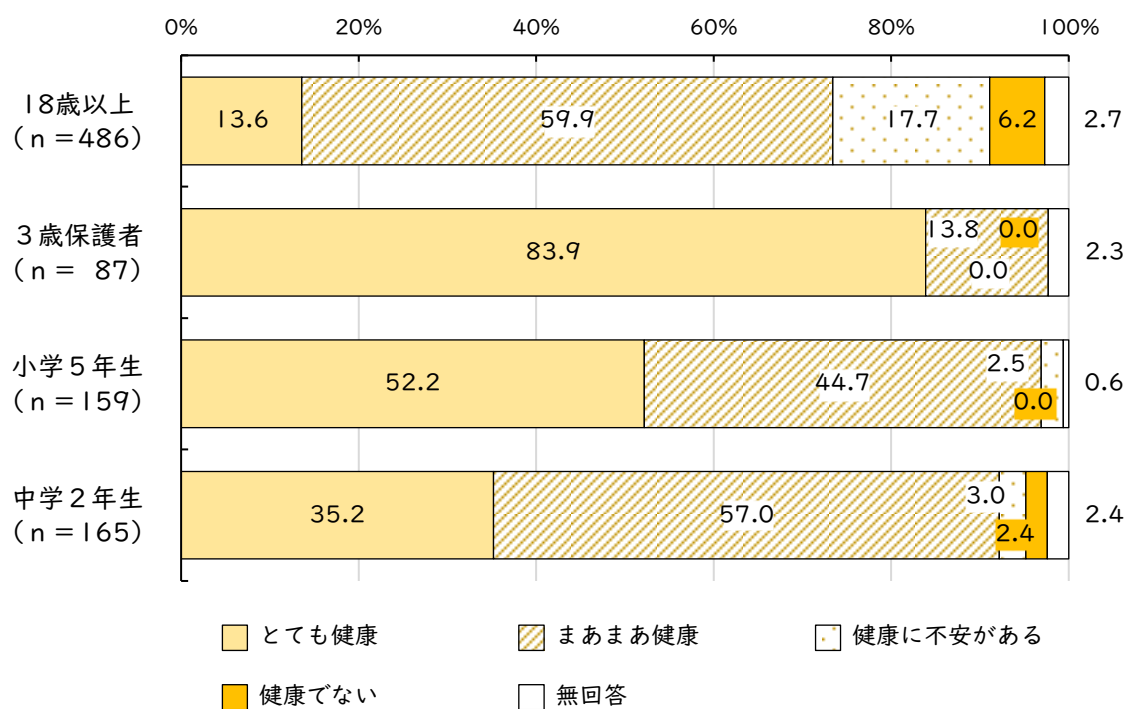
①主観的健康感

【18歳以上】「まあまあ健康」が59.9%と最も多く、次いで「健康に不安がある」が17.7%、「とても健康」が13.6%などとなっています。

【3歳保護者】「とても健康」が83.9%と最も多く、次いで「まあまあ健康」が13.8%となっています。

【小学5年生】「とても健康」が52.2%と最も多く、次いで「まあまあ健康」が44.7%、「健康に不安がある」が2.5%などとなっています。

【中学2年生】「まあまあ健康」が57.0%と最も多く、次いで「とても健康」が35.2%、「健康に不安がある」が3.0%などとなっています。



②体格

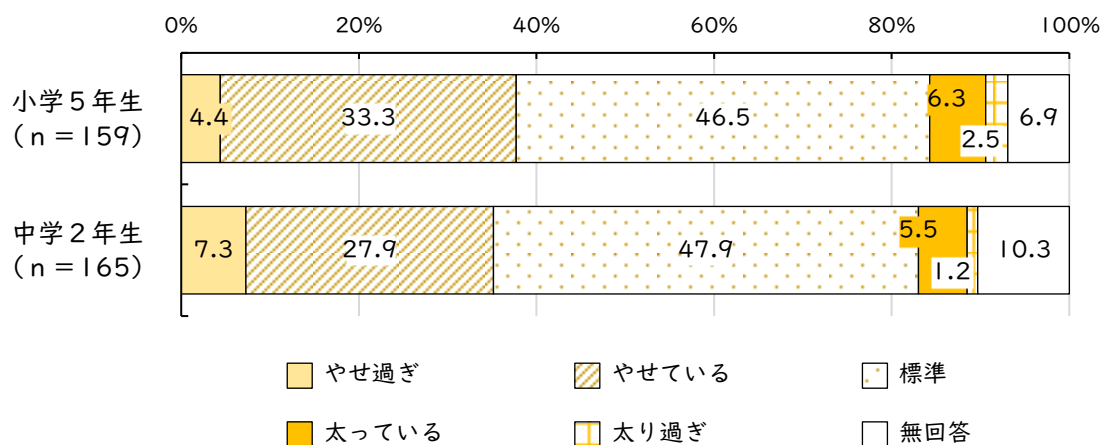
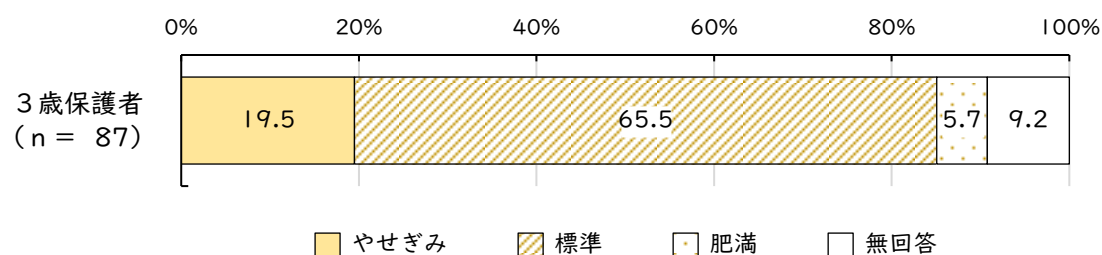
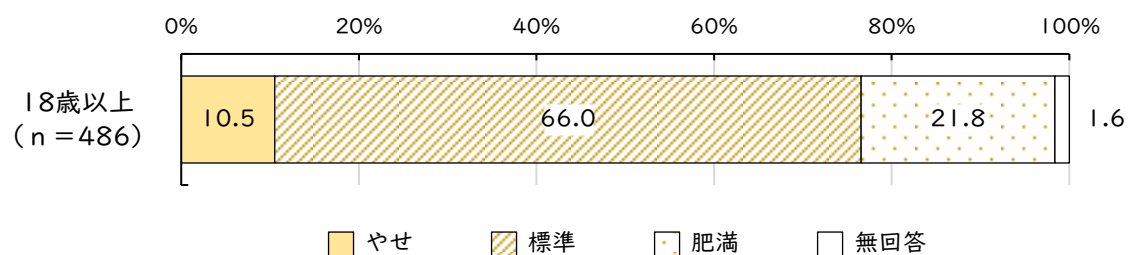
- ◆ 回答された身長・体重からBMI（18歳以上）、カウプ指数（3歳保護者）、ローレル指数（小中学生）を算出し、肥満度を評価

【18歳以上】「標準」が66.0%と最も多く、次いで「肥満」が21.8%、「やせ」が10.5%となっています。

【3歳保護者】「標準」が65.5%と最も多く、次いで「やせぎみ」が19.5%、「肥満」が5.7%となっています。

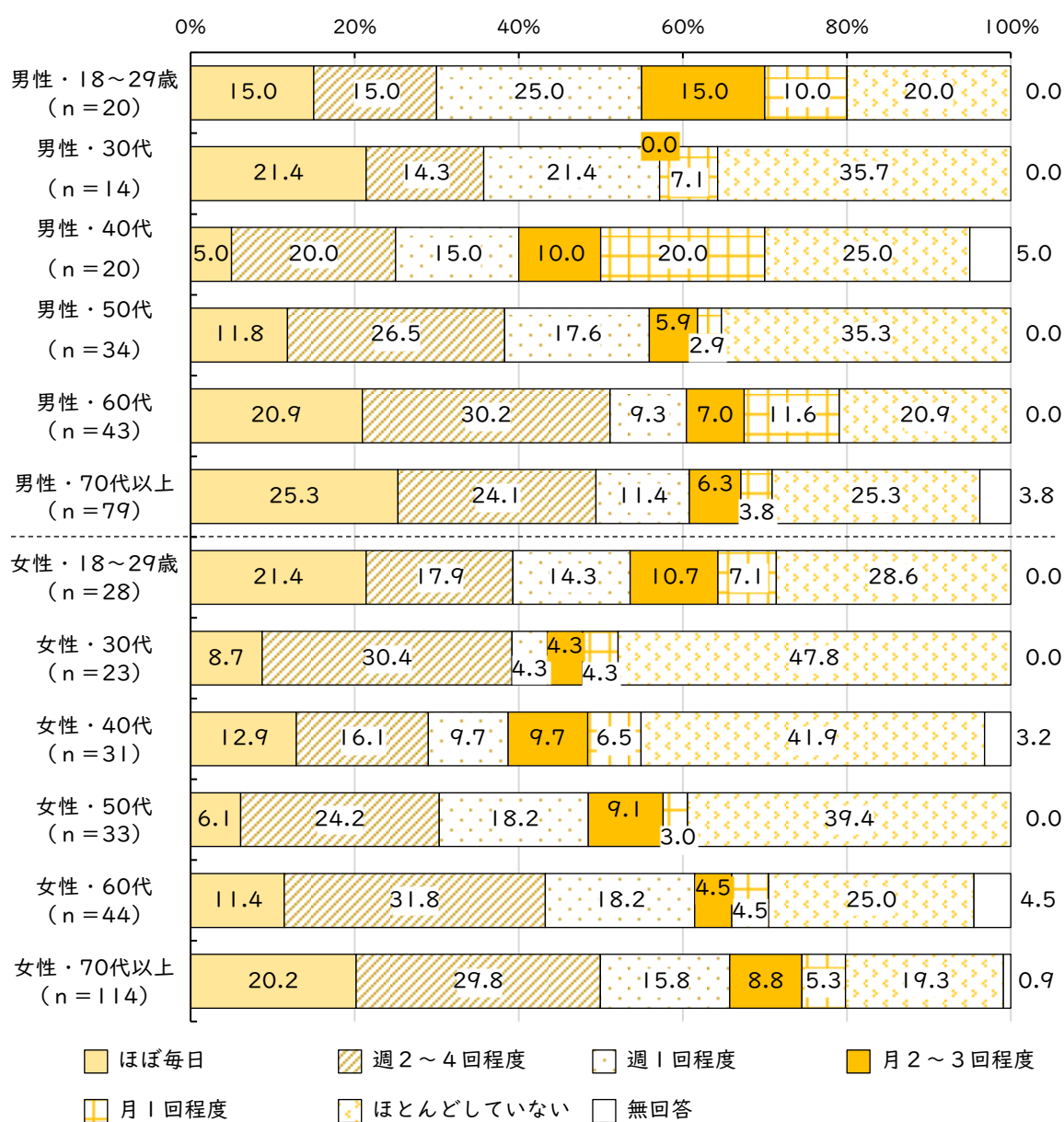
【小学5年生】「標準」が46.5%と最も多く、次いで「やせている」が33.3%、「太っている」が6.3%などとなっています。

【中学2年生】「標準」が47.9%と最も多く、次いで「やせている」が27.9%、「やせ過ぎ」が7.3%などとなっています。



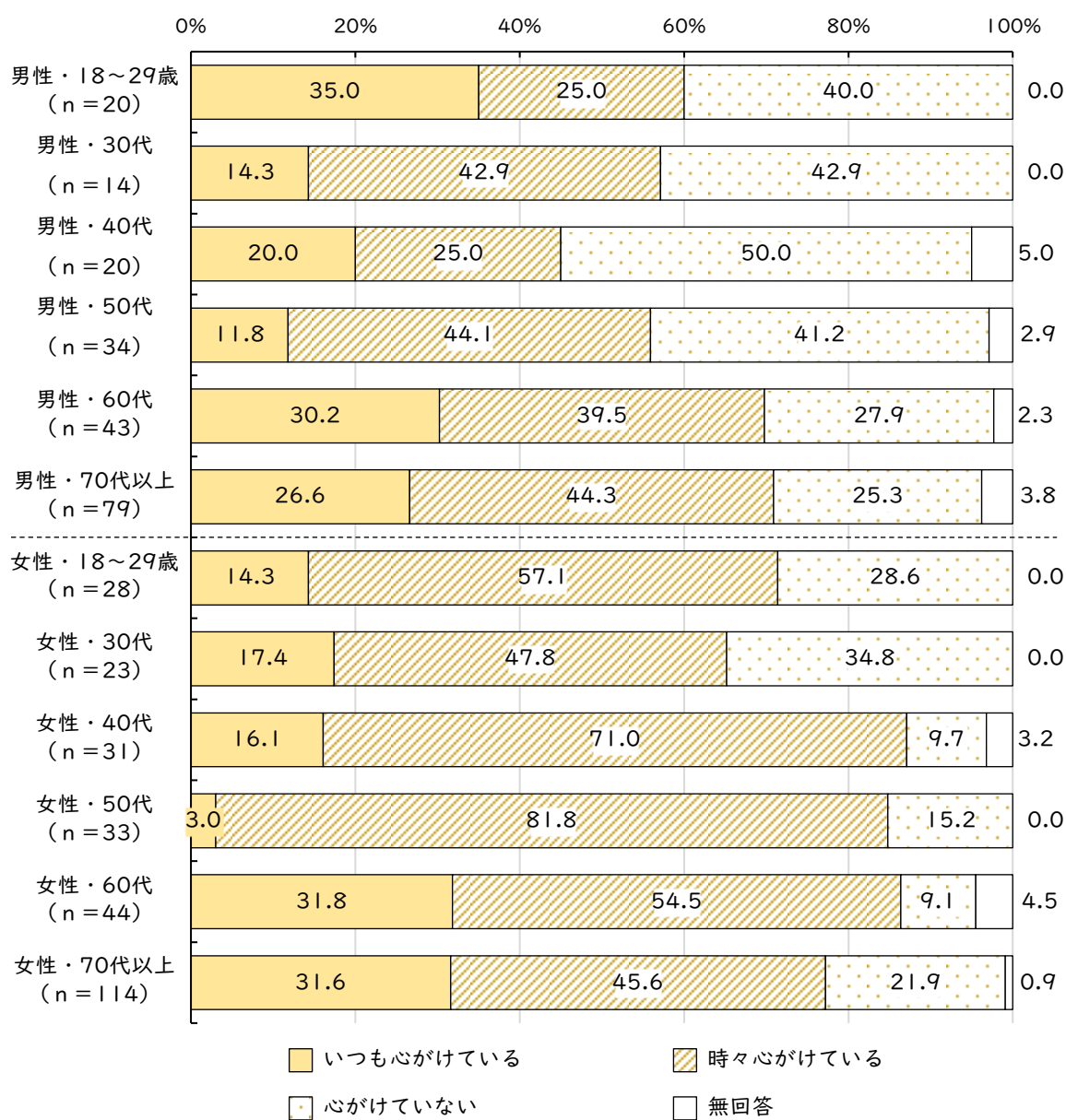
③1年間の1回30分以上の運動の頻度

【性・年代別比較】性・年代別で比較すると、「ほとんどしていない」は、70代を除くいずれの年代において、男性よりも女性の方が多く、特に“女性・30代”と“女性・40代”では、40%以上を占めています。



④意識的に体を動かす心がけの有無（単数回答）

【性・年代別比較】性・年代別で比較すると、いずれの年代においても、男性よりも女性の方が『心がけている（いつも＋時々）』は多くなっています。“女性・40代”では、「心がけていない」は9.7%となっています。



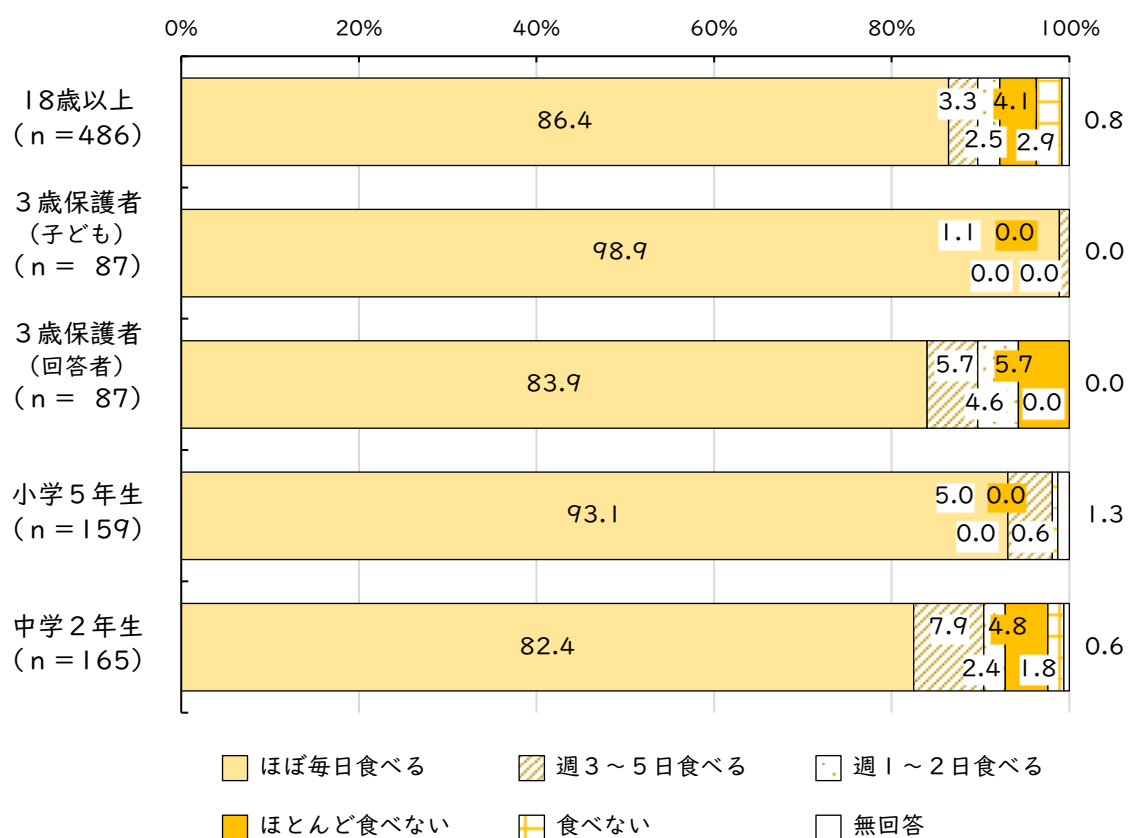
⑤朝食の摂食頻度

【18歳以上】「ほぼ毎日食べる」が86.4%となっています。

【3歳保護者】こどもは、「ほぼ毎日食べる」が98.9%となっています。回答者は、「ほぼ毎日食べる」が83.9%となっています。

【小学5年生】「ほぼ毎日食べる」が93.1%となっています。

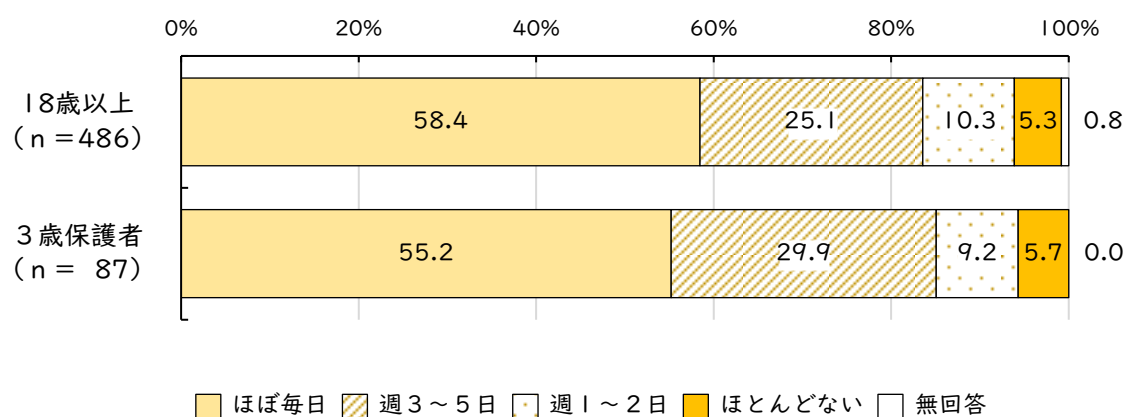
【中学2年生】「ほぼ毎日食べる」が82.4%となっています。



⑥主食・主菜・副菜の3つを組み合わせる食べることが1日に2回以上ある頻度

【18歳以上】「ほぼ毎日」が58.4%と最も多く、次いで「週3～5日」が25.1%、「週1～2日」が10.3%などとなっています。

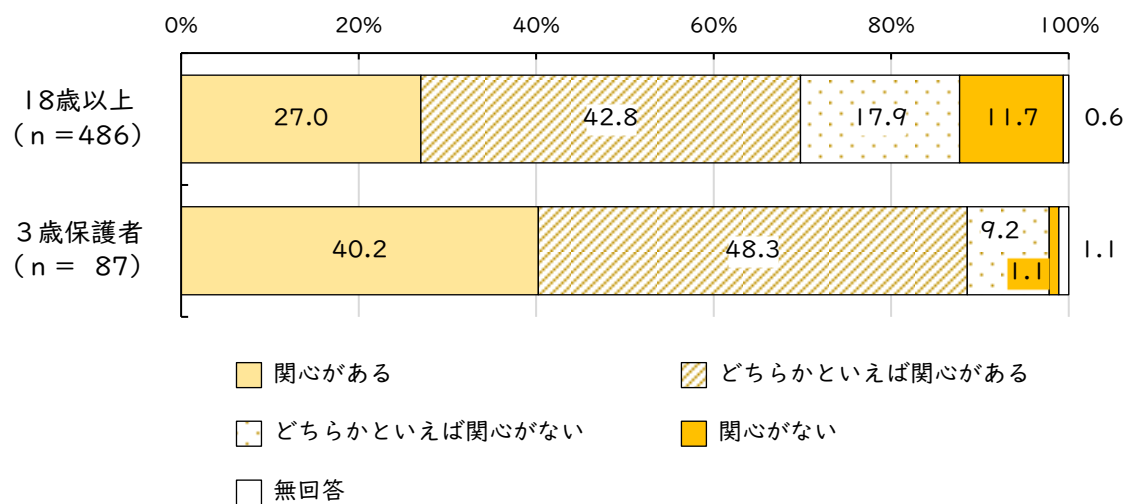
【3歳保護者】「ほぼ毎日」が55.2%と最も多く、次いで「週3～5日」が29.9%、「週1～2日」が9.2%などとなっています。



⑦食育への関心の有無

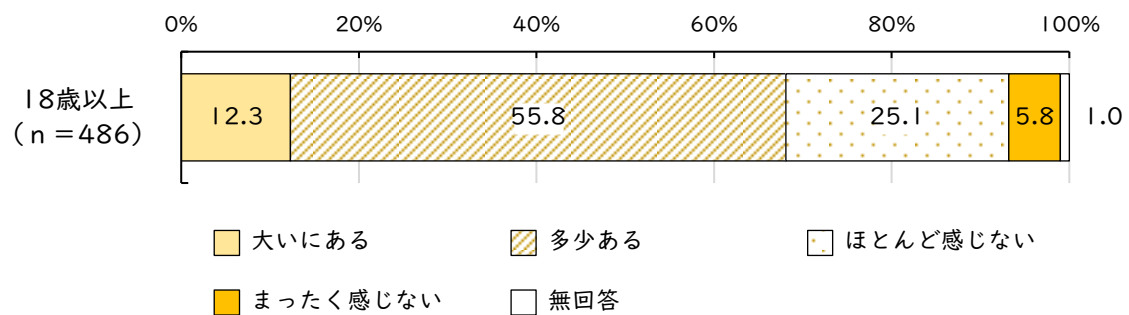
【18歳以上】『関心がある』（関心がある＋どちらかといえば関心がある）は、69.8%となっています。

【3歳保護者】『関心がある』は、88.5%となっています。



⑧ストレスの有無

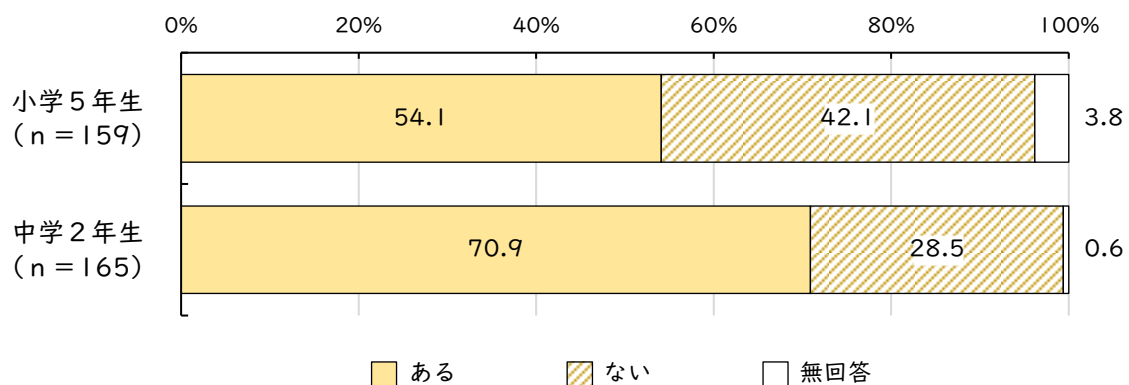
【18歳以上】「多少ある」が55.8%と最も多く、次いで「ほとんど感じない」が25.1%、「大いにある」が12.3%などとなっています。また、『ある』（大いにある＋多少ある）は68.1%、『ない』（まったく感じない＋ほとんど感じない）は30.9%となっています。



⑨1年以内に悩んだり、不安やストレスを感じたことの有無

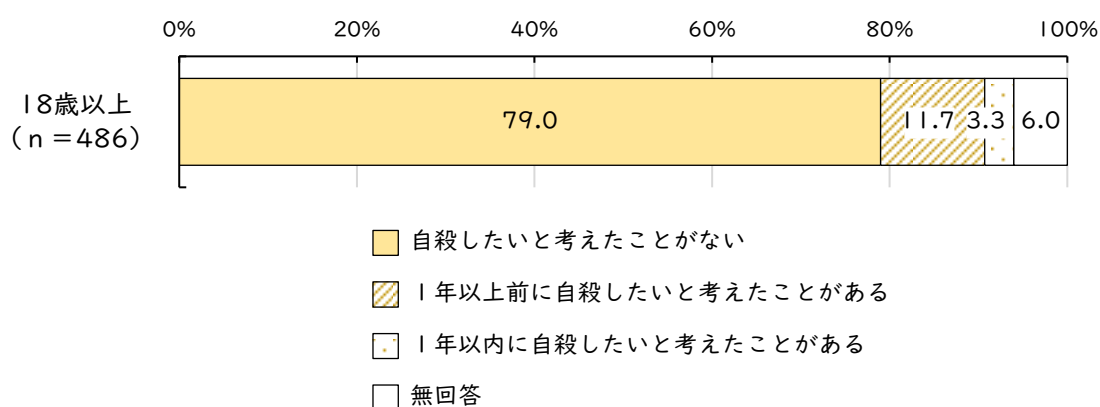
【小学5年生】「ある」が54.1%、「ない」が42.1%となっています。

【中学2年生】「ある」が70.9%、「ない」が28.5%となっています。



⑩これまでの人生のなかで、自殺をしたいと考えたことの有無

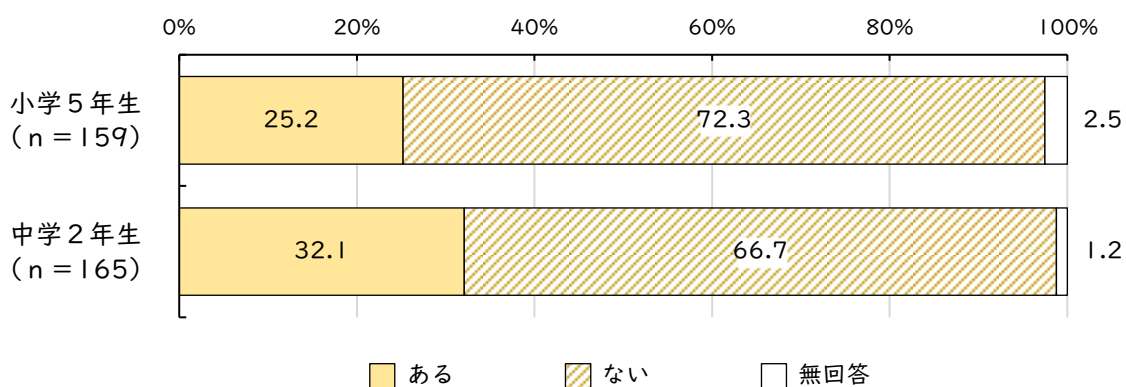
【18歳以上】「自殺したいと考えたことがない」が79.0%と最も多く、次いで「1年以上前に自殺したいと考えたことがある」が11.7%、「1年以内に自殺したいと考えたことがある」が3.3%となっています。



⑪消えてしまいたくなったり、いなくなってしまうと思ったことの有無

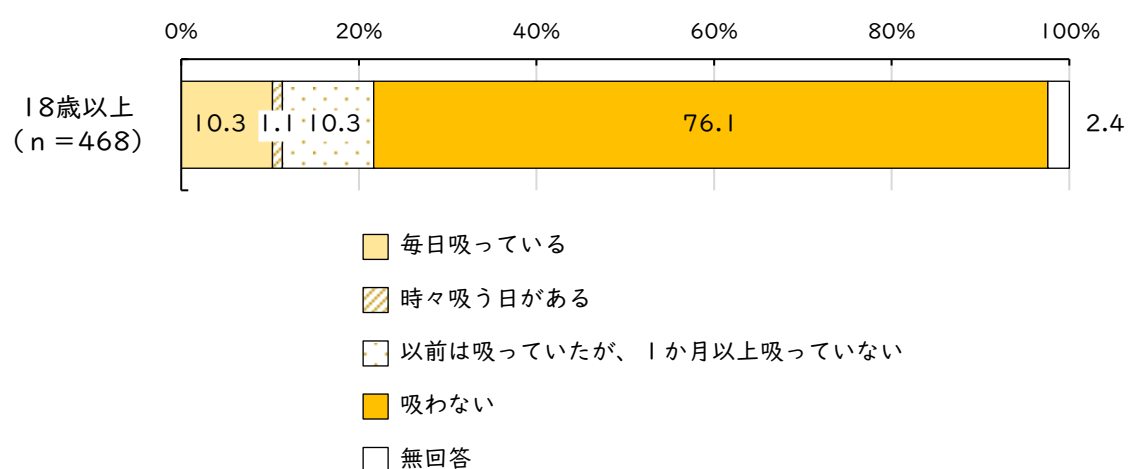
【小学5年生】「ある」が25.2%、「ない」が72.3%となっています。

【中学2年生】「ある」が32.1%、「ない」が66.7%となっています。



⑫喫煙状況 ※20歳以上の方のみ回答

【18歳以上】「吸わない」が76.1%と最も多く、次いで「毎日吸っている」、「以前は吸っていたが、1か月以上吸っていない」がそれぞれ10.3%、「時々吸う日がある」が1.1%となっています。

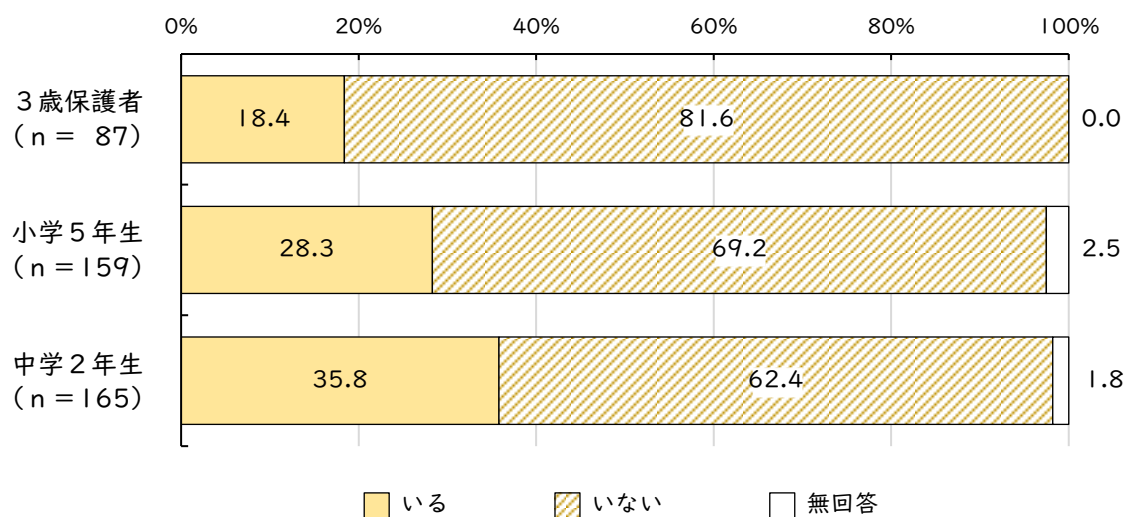


⑬同居する喫煙者の有無

【3歳保護者】「いる」が18.4%、「いない」が81.6%となっています。

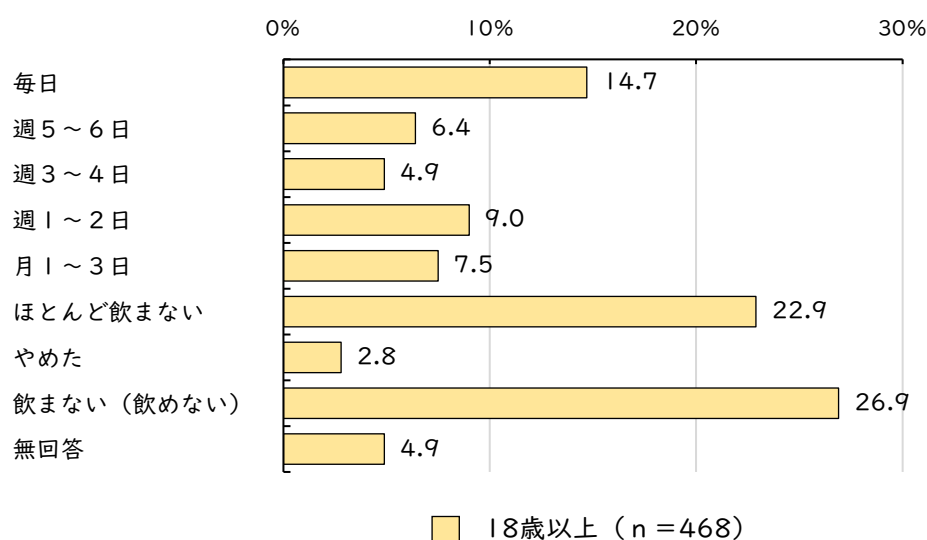
【小学5年生】「いる」が28.3%、「いない」が69.2%となっています。

【中学2年生】「いる」が35.8%、「いない」が62.4%となっています。



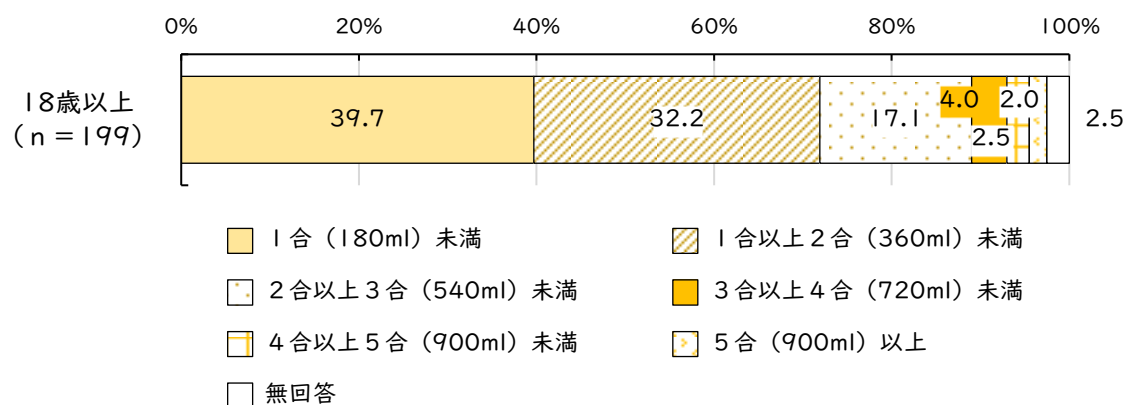
⑭飲酒頻度 ※20歳以上の方のみ回答

【18歳以上】「飲まない（飲めない）」が26.9%と最も多く、次いで「ほとんど飲まない」が22.9%、「毎日」が14.7%などとなっています。また、『週1日以上』（毎日＋週5～6日＋週3～4日＋週1～2日）は、35.0%となっています。



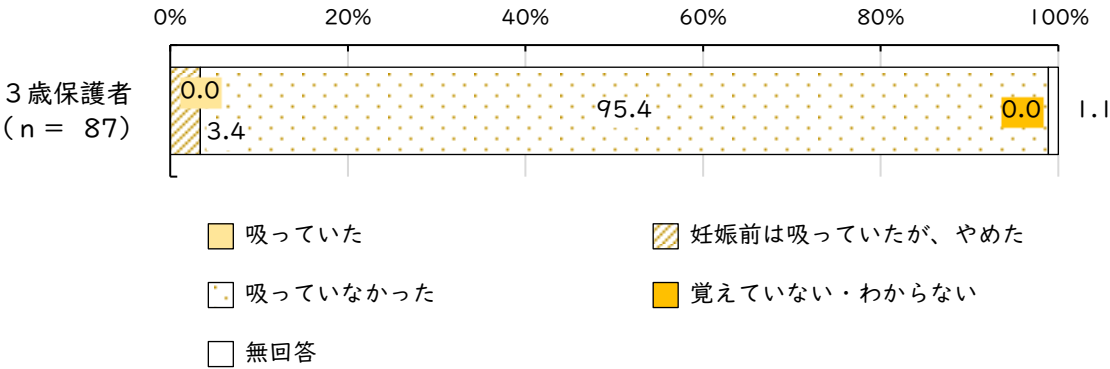
⑮月1日以上飲む人の1日あたりの飲酒量 ※清酒換算

【18歳以上】『2合以上』（2合以上3合（540ml）未満＋3合以上4合（720ml）未満＋4合以上5合（900ml）未満＋5合（900ml）以上）は、25.6%となっています。



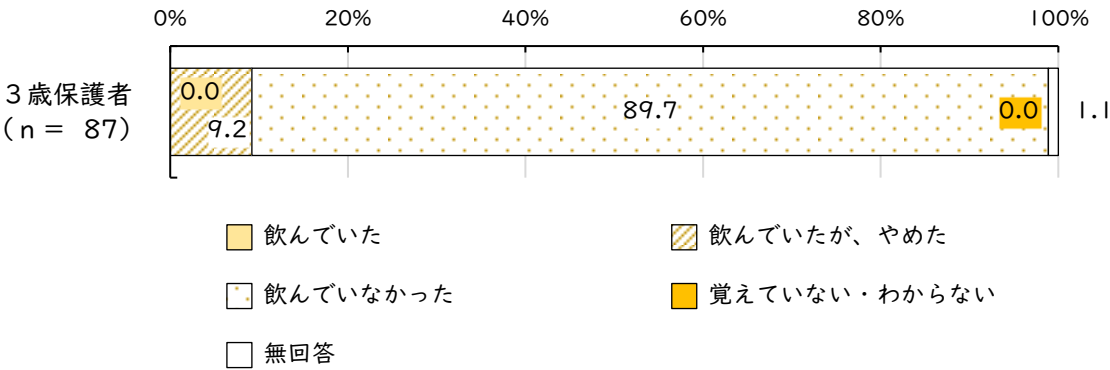
⑩妊娠中の母親の喫煙状況

【3歳保護者】「吸っていなかった」が95.4%となっています。



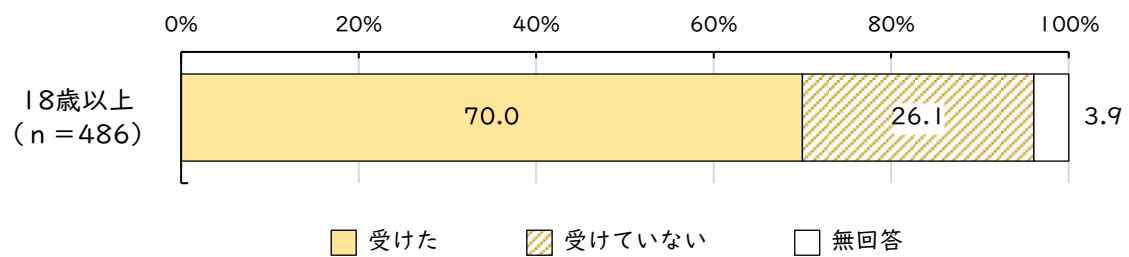
⑪妊娠中の母親の飲酒状況

【3歳保護者】「飲んでいなかった」が89.7%となっています。



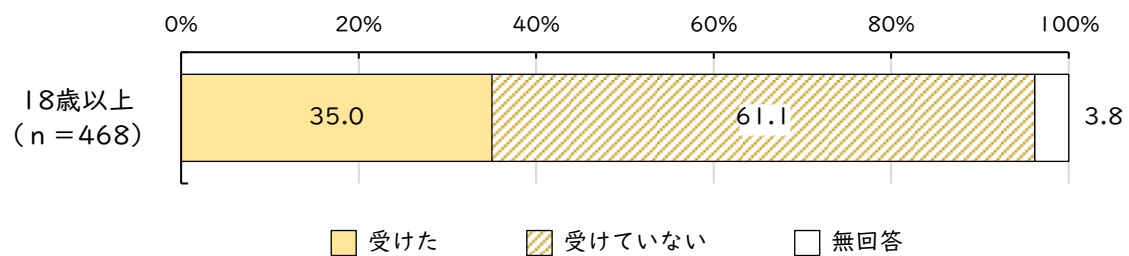
⑮ 1年間の健康診査の受診状況

【18歳以上】「受けた」が70.0%、「受けていない」が26.1%となっています。



⑯ 1年間のがん検診の受診状況 ※20歳以上の方のみ回答

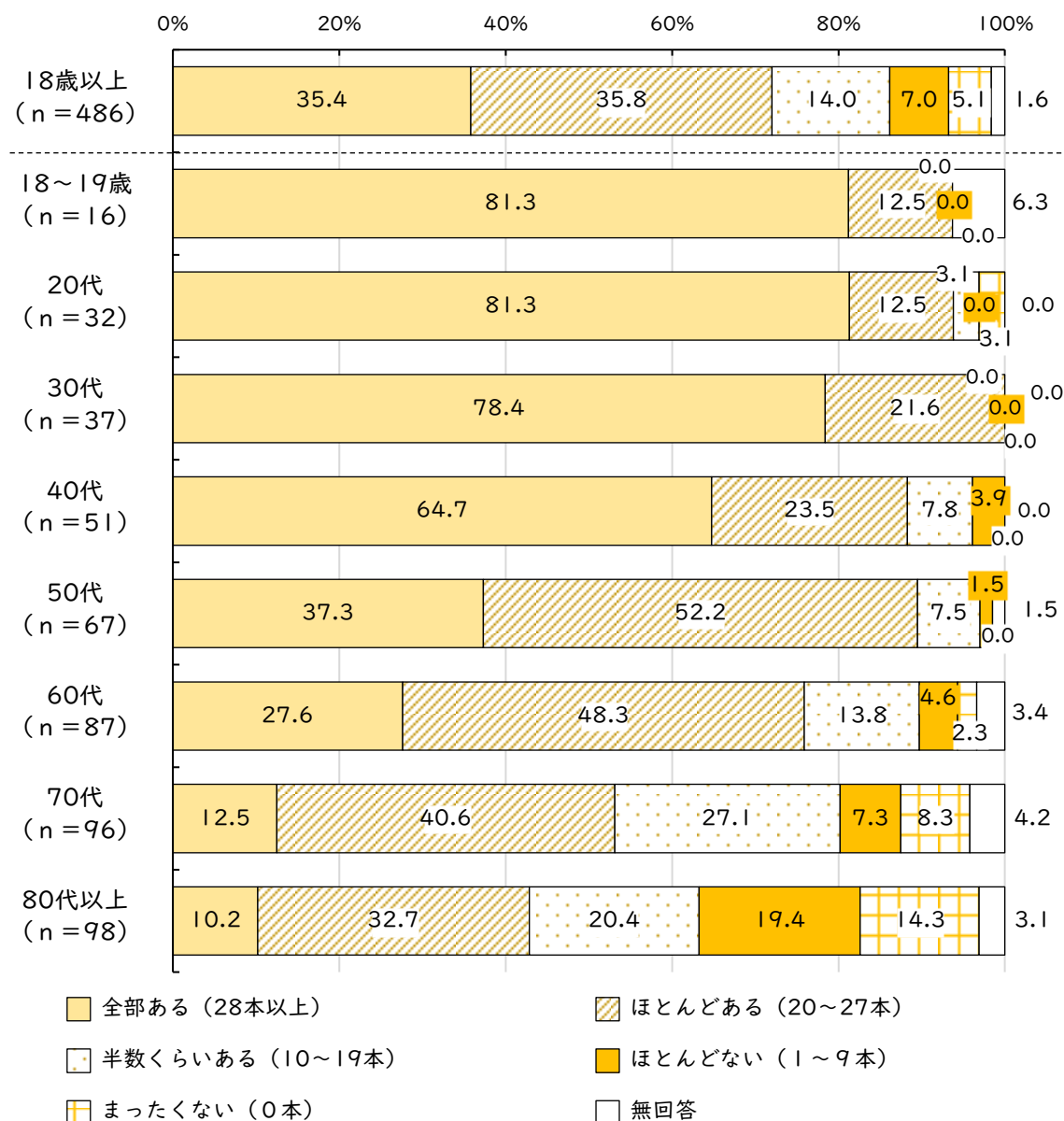
【18歳以上】「受けた」が35.0%、「受けていない」が61.1%となっています。



②自分の歯の本数

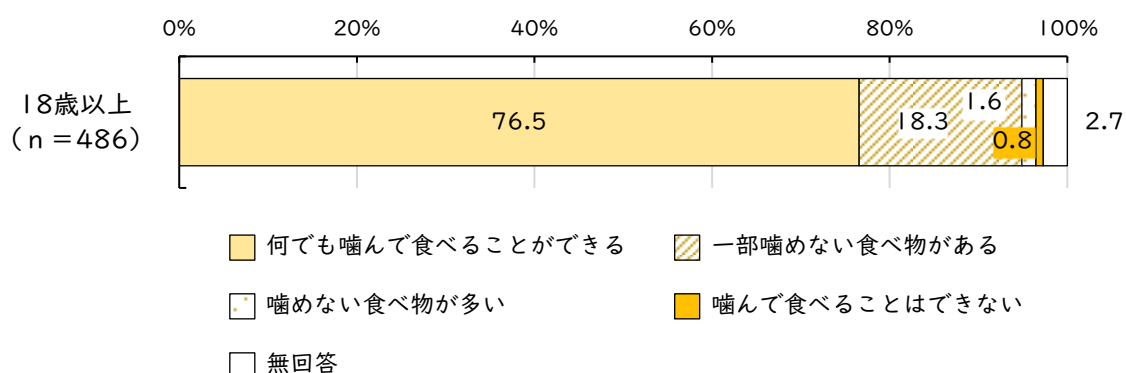
【18歳以上】「ほとんどある（20～27本）」が35.8%と最も多く、次いで「全部ある（28本以上）」が35.4%、「半数くらいある（10～19本）」が14.0%などとなっています。また、『20本以上』（全部ある（28本以上）＋ほとんどある（20～27本））は、71.2%となっています。

【年代別比較】年代別で比較すると、40代までは「全部ある（28本以上）」が60%以上を占めていますが、50代になると37.3%に減少し、年代が高くなるほど少なくなっています。



②1 噛んで食べる時の状態

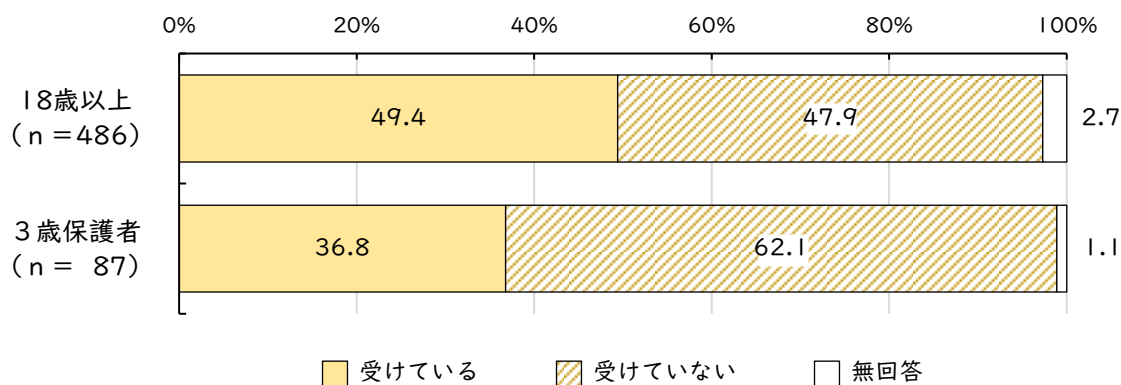
【18 歳以上】「何でも噛んで食べることができる」が 76.5%と最も多く、次いで「一部噛めない食べ物がある」が 18.3%、「噛めない食べ物が多い」が 1.6%となっています。



②2 定期的な歯科健診の受診の有無

【18 歳以上】「受けている」が 49.4%、「受けていない」が 47.9%となっています。

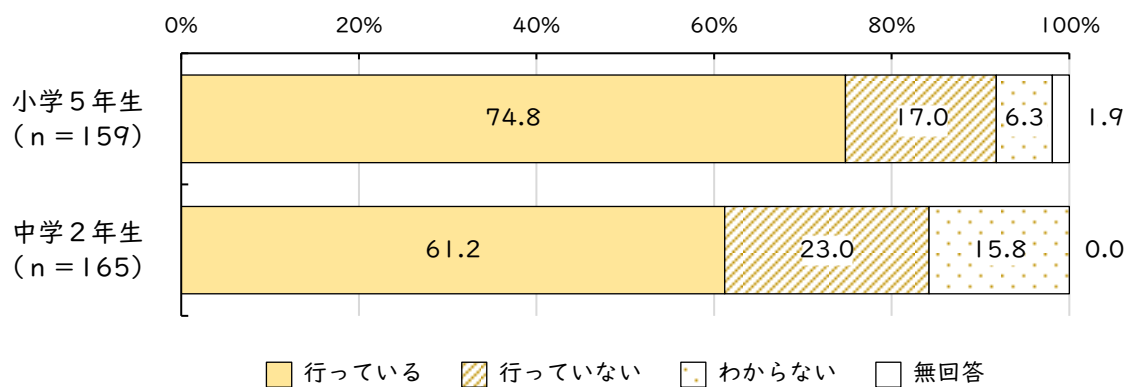
【3 歳保護者】「受けている」が 36.8%、「受けていない」が 62.1%となっています。



③ 1年に1回以上の歯医者への受診の有無定期的な歯科健診の受診の有無

【小学5年生】「行っている」が74.8%と最も多く、次いで「行っていない」が17.0%、「わからない」が6.3%となっています。

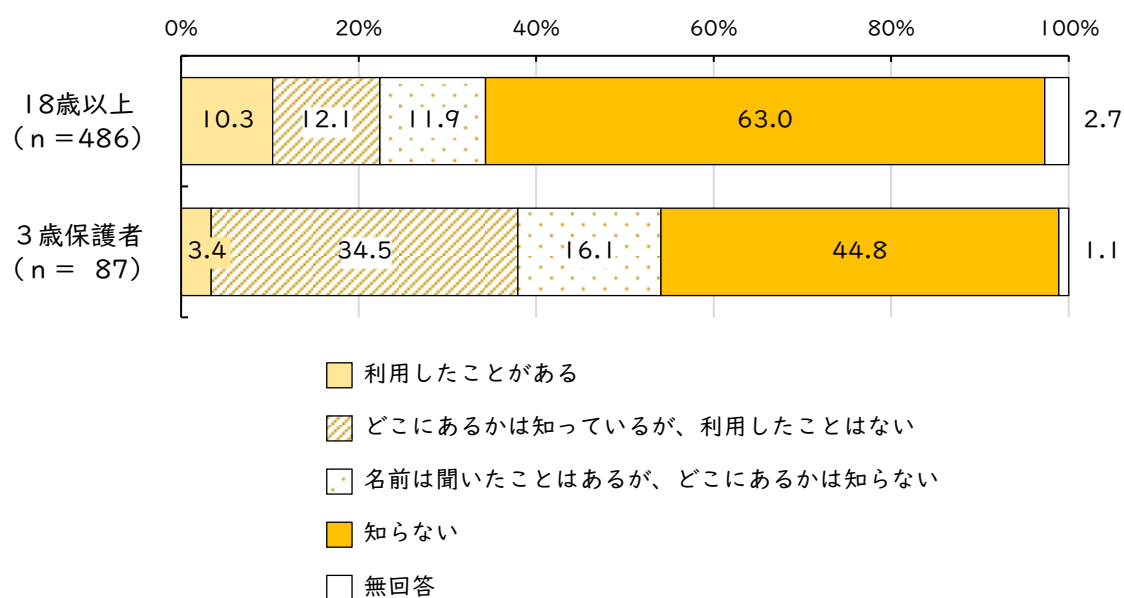
【中学2年生】「行っている」が61.2%と最も多く、次いで「行っていない」が23.0%、「わからない」が15.8%となっています。



④未病センターにのみや「健康づくりステーション」の認知状況

【18歳以上】「知らない」が63.0%と最も多く、次いで「どこにあるかは知っているが、利用したことはない」が12.1%、「名前は聞いたことはあるが、どこにあるかは知らない」が11.9%などとなっています。

【3歳保護者】「知らない」が44.8%と最も多く、次いで「どこにあるかは知っているが、利用したことはない」が34.5%、「名前は聞いたことはあるが、どこにあるかは知らない」が16.1%などとなっています。



3 前回計画の評価

「二宮町健康増進計画・食育推進計画（平成 27 年度（2015 年度）～令和 6 年度（2024 年度））」では、町民アンケート（平成 26 年度（2014 年度））や統計データ等をもとに、健康づくり施策に対する指標が設定されています。それぞれの領域別に指標の達成状況等を整理し、取り組みを評価しました。

また、「自殺対策計画（平成 31 年度（2019 年度）～令和 6 年度（2024 年度））」は、本町の人口規模を考慮して、具体的な目標値は掲げず、町民一人ひとりが命の大切さについて理解し、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して、様々な施策や取り組みを行いました。

<達成状況一覧>

評 価	基 準
○	達成できた
△	達成できなかったが、平成 26 年度（2014 年度）よりも改善した
×	改善できていない（平成 26 年度（2014 年度）と同じ数値を含む）
—	評価困難（制度変更等により、比較評価が困難な項目） ※評価困難理由については、各表の注釈を参照

（１）健康管理の実践

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況
① 特定健康診査の受診率	国保被保険者	36.1%	60%	33.2%	×
② 特定保健指導の実施率	保健指導対象者	54.5%	70%	29.4%	×
③ 胃がん検診受診率の割合	50 歳以上男女	2.3% (H24)	10%	男性:1.1% 女性:2.8%	—
④ 大腸がん検診受診率の割合	40 歳以上男女	25.0% (H24)	35%	男性:3.6% 女性:6.9%	—
⑤ 子宮頸がん検診受診率の割合	20 歳以上女性	4.2% (H24)	10%	5.2%	△
⑥ 乳がん検診受診率の割合	40 歳以上女性	6.2% (H24)	12%	7.5%	△
⑦ 肺がん検診受診率の割合	40 歳以上男女	27.4% (H24)	30%	男性:4.1% 女性:6.6%	—

※ ③、④、⑦ …… 男女別の算定に変更したため

※ H26 年度の胃がん受診率は、40 歳以上男女

(2) 運動の習慣化

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況
① 運動の頻度が「週3日以上」の人の割合	18 歳以上男性	23.9%	30%	42.9% (週2回以上)	—
	18 歳以上女性	20.2%	25%	42.1% (週2回以上)	—
② ロコモティブシンドロームの認知度	18 歳以上	—	80%	—	—

※ ① …… 「健康日本 21(第三次)」では、運動頻度の目標回数が“週2日以上”に変更されたため

(3) こころの健康づくり

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況
① 睡眠で休養が『とれていない』人の割合	18 歳以上	20.7%	15%以下	21.2%	×
② ストレスを感じる事が『ある』人の割合	18 歳以上	83.5%	70%以下	68.1%	○
③ 自殺者数	全員	5人 (H23)	0人	7人	×

(4) たばこ・お酒への理解

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況
① たばこを吸うと「害があると思う」人の割合	小学5年生	89.9%	100%	91.8%	△
	中学2年生	89.4%	100%	98.8%	△
② COPD の認知度	18 歳以上	—	80%	—	—
③ 喫煙率	20 歳以上	15.8%	12%以下	11.4%	○
④ 1日あたりのお酒の量が「3合以上」の人の割合	20 歳以上	0.6%	減少	3.6%	×

※ ② …… COPD の認知度に関する設問は行っていないため

(5) 歯と口腔の健康づくり

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況	
①	1年に1度以上、歯科健診を受けて いる人の割合	18 歳以上	44.8%	55%	49.4%	△
②	1日に2回以上、歯をみがいている 人の割合	小学5年生	86.0%	90%	74.2%	×
		中学2年生	85.5%	90%	87.9%	△
③	20 本以上自分の歯を有する人の割合	70 代以上	13.2%	20%	47.9%	○

(6) 望ましい食習慣の確立

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況	
①	食事バランスガイドを「見たことがある」人の割合	18 歳以上	47.6%	55.0%	—	—
②	1日2食以上、主食・主菜・副菜のそろった食事をしている人の割合	18 歳以上	78.8%	85.0%	58.4%	×
③	朝食を「食べない」人の割合	小学5年生	0.4%	0.0%	0.6%	×
④	朝食を『だれかと』食べている人の割合	中学2年生	44.5%	50.0%	60.2%	○

※ ① …… 食事バランスガイドに関する設問は行っていないため

(7) 食への感謝の育成

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況	
①	料理をつくったり、野菜を育てることへの関心が「ある」人の割合	小学5年生	81.3%	90.0%	—	—
②	体験学習に取り組んでいる園・学校の割合	町内の園・学校	13 校／14 校	全校	15 校／15 校	○
③	食事の手伝いを「何もしていない」人の割合	3歳児	10.4%	5.0%以下	26.4%	×

※ ① …… 料理をつくったり、野菜を育てることへの関心に関する設問は行っていないため

(8) 食の安全と文化の伝承

		当初値 (H26 年度)	目標値 (R6 年度)	直近値 (R5 年度)	達成 状況	
①	食品の安全性に関する基礎的な知識が『あると思う』人の割合	18 歳以上	58.0%	65.0%	—	—
②	給食で地場産食材を使用している園・学校の数	町内の園・学校	9校／14 校	全校	5 校／15 校	×

※ ① …… 食品の安全性に関する基礎的な知識の有無に関する設問は行っていないため

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

昨今、少子化・高齢化がさらに進み、一人暮らし世帯の増加、女性の社会進出などの生活様式の多様化を踏まえた健康課題への対応が求められています。町民全体が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、健康づくりのための施策を展開していく必要があります。

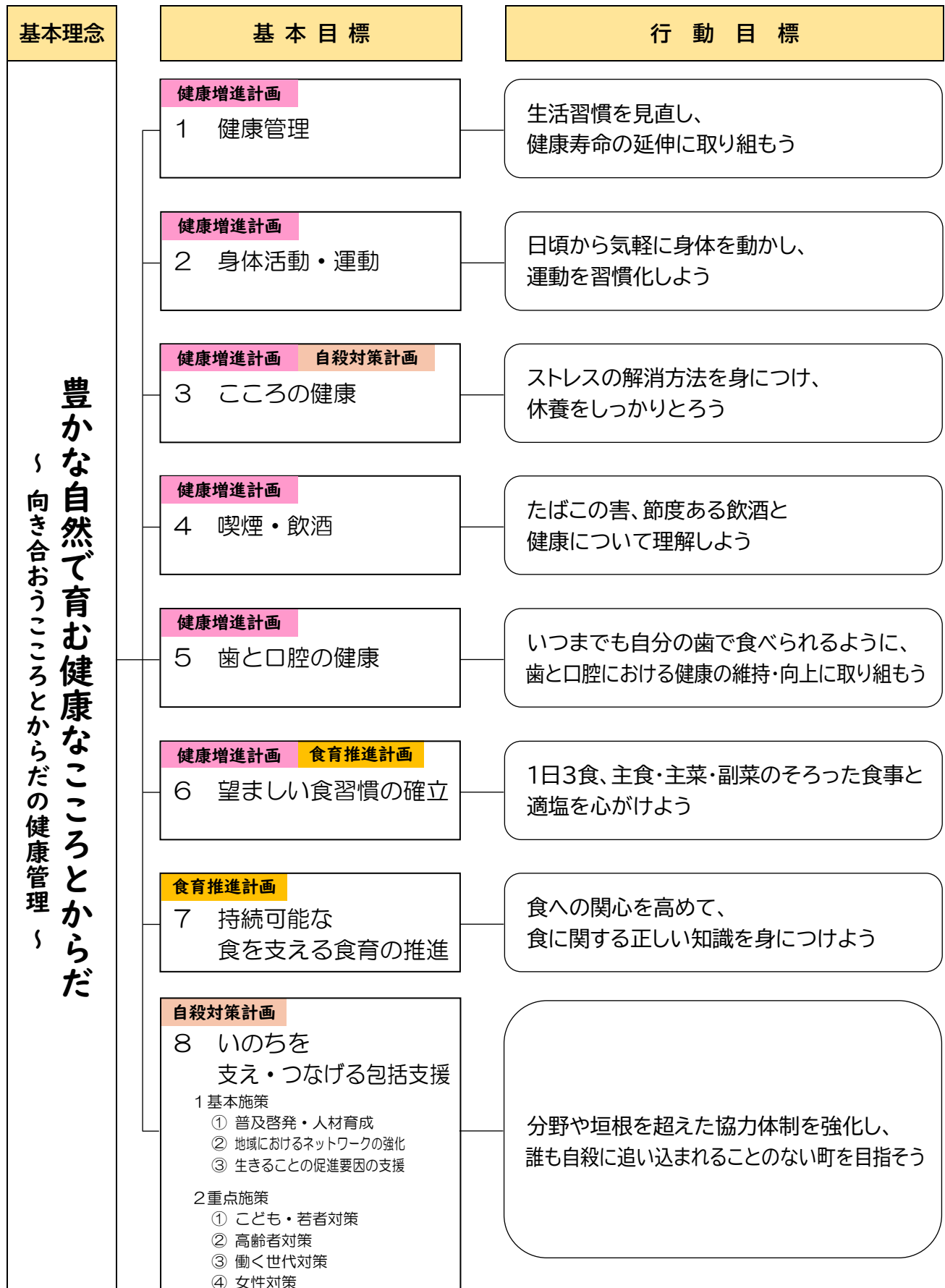
二宮町は、緑あふれる山と穏やかな海に囲まれ、温暖な気候に恵まれた地域であることに加え、懐の深い町民性により、地域で支えあう温かい文化を自然と育んできました。

二宮町の豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかな生活が送れるよう、地域全体が相互に支えあいながら、町民一人ひとりが主体的に健康づくりをしていくという意識を高めて、実践していくために、「豊かな自然で育む健康なところとからだ ～ 向き合おうところとからだの健康管理～」を本計画の基本理念として掲げ、町と町民が一体となって心身の健康づくりを推進していきます。

基本理念

**豊かな自然で育む健康なところとからだ
～ 向き合おうところとからだの健康管理 ～**

2 施策の体系



第4章 施策の展開

1 健康管理

【現状と課題】

- 本町の令和5年度（2023年度）の平均寿命は、男性が82.4歳、女性が87.8歳となっています。個人差はありますが、一般的に人間は年を重ねるほど、身体機能や認知機能が低下したり、病気にかかりやすくなります。そのため、少子高齢化が進む我が国では、いかに良好な健康状態を維持するかが重要となります。
- アンケート調査結果では、自分やこどもの健康状態を「健康」と評価した人が、3歳保護者（こども）・小中学生において9割を超えています。18歳以上においては8割未満です。
- 特定健康診査の受診率は令和元年度（2019年度）までは約4割となっていたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自粛などを理由として、3割台半ばまで落ち込んでいますが、現在は横ばいになっています。がん検診の受診率も同様に低下傾向にあり、特に男性の受診率が低くなっています。
- 乳幼児健康診査等の受診率は、コロナ禍を経ても9割以上で推移しています。
- アンケート調査結果では、18歳以上において健康診査の受診率は7割、20歳以上において何かしらのがん検診の受診率は3割以上となっています。
- アンケート調査結果では、未病センターにのみや『健康づくりステーション』を「知らない」が、18歳以上において6割以上、3歳保護者において4割以上と多いことから、さらなる周知が求められます。

【行動目標】

生活習慣を見直し、健康寿命の延伸に取り組もう

【町民の取り組み】

- 定期的な健康状態を把握する機会として、健康診査やがん検診を受診します。
- 健康診査やがん検診の結果に応じて、適切な指導や診察を受けるとともに、健康状態の改善・回復に向けた取り組みを行います。
- 日頃の取り組みとして、規則正しい生活習慣や栄養バランスがとれた食事、適度な運動に努めます。
- 自分の適正な体重を把握し、適正な体重の維持に努めます。
- 介護を必要としない期間をできる限り延伸するため、介護予防に努めます。
- 健康について相談できるかかりつけ医をもちます。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
乳幼児健診	4か月児健康診査、8～10 か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を行います。今後も各健診受診率の向上に向け、働きかけを行います。【継続】	子育て・健康課
育児相談	乳幼児健診や育児相談において心理士による心理相談など、相談対応の充実を図ります。また、幼稚園や保育所において巡回相談を実施し、親子の支援等を行います。【継続】	子育て・健康課
特定健康診査・健康診査	国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象に、特定健康診査、後期高齢者医療保険に加入の方を対象に、健康診査を実施します。【継続】	子育て・健康課
特定保健指導	特定健康診査結果より、メタボリックシンドローム該当者、予備群の対象となった方に対し、特定保健指導を実施します。【継続】	子育て・健康課
健康相談	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周病等の生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防、改善等に関する健康相談を行います。【継続】	子育て・健康課
健康教育	健康の保持・増進を目的に、生活習慣病予防等の健康に関する正しい知識の普及を図ります。【継続】	子育て・健康課
予防接種	こどもの予防接種、高齢者の予防接種(インフルエンザなど)定期予防接種事業を行います。【継続】	子育て・健康課
がん検診	がんの早期発見・早期予防による健康寿命の延伸のため、年に4回、集団検診の形態で、5がん(胃・大腸・乳・子宮・肺)のほか、前立腺がん検診も実施します。肺がん・大腸がん・前立腺がんにおいては特定健診・健康診査との同時実施を行い、子宮頸がん、乳がん、胃がんは個別検診でも行います。【継続】	子育て・健康課
地域の通いの場	高齢者を中心に、住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所として町内18か所を拠点にしています。 健康増進・介護予防・地域住民相互の親睦交流を支援します。 新規参加者が増加するよう、内容の検討を行っていきます。【新規】	高齢介護課
未病センターにのみや「健康づくりステーション」	測定機器による健康状態の見える化や身近な健康相談等により、町民自身による健康づくり促進を行います。【新規】	子育て・健康課
こどもの健康増進	妊婦及び乳幼児がいる家族を対象に、健康管理についての知識の普及・啓発を行います。【新規】	子育て・健康課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
① 胃がん検診の受診率の増加	50歳～69歳(男性)	1.1%	10%
	50歳～69歳(女性)	2.8%	10%
② 大腸がん検診の受診率の増加	40歳～69歳(男性)	3.6%	10%
	40歳～69歳(女性)	6.9%	10%
③ 肺がん検診の受診率の増加	40歳～69歳(男性)	4.1%	10%
	40歳～69歳(女性)	6.6%	10%
④ 乳がん検診の受診率の増加	40歳～69歳(女性)	7.5%	10%
⑤ 子宮頸がん検診の受診率の増加	20歳～69歳(女性)	5.2%	10%
⑥ この1年間で、各種がん検診を受けた人の増加	18歳以上	35.0%	45%
⑦ この1年間で、健康診査を受けた人の増加	18歳以上	70.0%	75%

※①～⑤ 地域保健・健康増進事業報告

⑥、⑦ 健康づくりについてのアンケート

2 身体活動・運動

【現状と課題】

- 適度な運動は、生活習慣病や肥満を予防したり、身体機能の低下を遅らせたりするなど、健康の維持・増進につながります。
- アンケート調査結果では、18 歳以上において1回 30 分以上の運動を「ほとんどしていない」が4人に1人以上となっています。また、国が目標として掲げている「週2回以上」している人は、約4割となっています。
- アンケート調査結果では、18 歳以上において意識的に体を動かすことを「いつも心がけている」が約4人に1人となっています。また、「時々心がけている」が約2人に1人、「心がけていない」が約4人に1人となっています。
- 身体への負担が大きい運動は、怪我や病気の悪化につながりかねません。運動を継続することが大切なので、自身の能力や体調に応じて、無理なく継続できる運動を選択する必要があります。

【行動目標】

日頃から気軽に身体を動かし、運動を習慣化しよう

【町民の取り組み】

- 運動や休憩時間等のちょっとした時間に身体を動かすなど、気軽に楽しみながら続けられる運動習慣を見つけます。
- エスカレーターやエレベーターを使わずに階段で移動するなど、意識して身体を動かします。
- ウォーキングなど、気軽にできることから運動を習慣付けます。
- その時々健康状態などに応じて運動の内容や強度を変えることができるよう、運動に関する正しい知識を身に付けます。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
健康づくり普及委員の支援	地域の通いの場や保健センターにおいて、健康づくりに関する知識の普及に取り組みます。【継続】	子育て・健康課
未病センターにのみや「健康づくりステーション」	「健康支援プログラム」を開催し、運動のきっかけ、習慣化となるよう支援します。【新規】	子育て・健康課
施設のバリアフリー化	誰もが気軽に施設を利用することができるよう、町民からの要望や施設の利用状況等を勘案しながら、必要に応じて施設のバリアフリー化について検討を行います。【継続】	財産経営課 関係各課
地域の通いの場（再掲）	高齢者を中心に、住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所として町内 18 か所を拠点にしています。 健康増進・介護予防・地域住民相互の親睦交流を支援します。 新規参加者が増加するよう、内容の検討を行っていきます。【新規】	高齢介護課
こどもの身体づくり	妊婦及び乳幼児がいる家族を対象に、身体を動かす等健康管理についての知識の普及・啓発を行います。【新規】	子育て・健康課
女性のこころとからだの健康づくり	身体活動・運動の大切さについて普及啓発を図ります。 また、身近に始められ、誰もが親しむことができる身体活動・運動についての情報提供に努めます。【新規】	子育て・健康課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
⑧ この1年間、1回 30 分以上の運動を週に2日以上行った人の増加	18 歳以上	42.4%	50%
⑨ 1日 7,000 歩以上、歩く人の増加	18 歳以上	17.8%	20%
⑩ この1年間、1日 60 分以上の運動を週に2日以上行った児童・生徒の増加	小学5年生	60.4%	65%
	中学2年生	78.8%	80%

※⑧～⑩ 健康づくりについてのアンケート

3 こころの健康

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、18歳以上においてストレスが「ある」人が、約7割となっています。また、1年以内に悩んだり、不安やストレスを感じたことが「ある」人は、小学5年生において半数以上、中学2年生において約7割となっています。
- 現代社会においてストレスのない生活を送ることは非常に難しいことから、ストレスをどう解消するかが重要です。また、社会的環境との関係でストレスの大きさも変わることから、相談窓口の整備などの環境調整をしていく必要があります。
- 睡眠や休養には、身体だけでなくこころを休めて回復させる役割があります。意識して十分な睡眠時間を確保することが必要です。
- ストレスの原因を解決しない限り、いつまでもストレスを感じることもあります。個人の努力や周りの協力があっても原因の解決が難しい場合や、こころの不調を感じた場合は、速やかに専門機関や医療機関に相談することが求められます。
- 情報化社会が著しく発展し、オンライン上でいつでもあらゆる情報にアクセスできるようになりました。SNSなどを通じて、昼夜問わず情報を発信したり、他者とコミュニケーションをとったりすることも広く行われています。とても便利になった一方で、ゆっくりと気持ちを落ち着ける時間を確保できなくなったり、他者からの評価や反応に過敏になったりするなど、こころが疲れてしまうことも少なくありません。

【行動目標】

ストレスの解消方法を身につけ、休養をしっかりとろう

【町民の取り組み】

- 十分な睡眠や休養をとるように心がけます。
- 自分にあった気分転換やストレス発散の方法を身につけます。
- 心配事や悩みがあったら、一人で悩まず、無理をせずに、家族や友人、専門機関や医療機関などに相談するようにします。
- 適度なストレスは、生産性の向上や達成感につながります。過度なストレスは心身の不調につながるため、うまく解消しながら付き合っていきます。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
地域の通いの場 (再掲)	高齢者を中心に、住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所として町内 18 か所を拠点にしています。 健康増進・介護予防・地域住民相互の親睦交流を支援します。 新規参加者が増加するよう、内容の検討を行っていきます。【新規】	高齢介護課
小中学校の 授業の充実	体育科・保健体育科の授業を通じ、健康の保持増進のための実践力の育成を図り、楽しく明るい豊かな生活を送るための心を育みます。【継続】	教育指導課
心配ごと相談	民生委員児童委員、人権擁護委員を中心に、町民の日常生活における心配ごと相談について、毎月1回、社会福祉協議会と連携のもと実施します。【継続】	福祉保険課
人権啓発事業	町人権擁護委員等と連携を図りながら、啓発活動を継続していくとともに、町民の人権尊重意識を高め、お互いに認め合い、偏見や差別のない地域社会をつくるため、講演会や啓発活動を実施します。【継続】	町民課 生涯学習課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
⑪ この1か月間、睡眠によって 休養がとれていない人の減少	18 歳以上	21.2%	20%
⑫ ストレスを感じている人の減少	18 歳以上	68.1%	65%
⑬ 睡眠時間が9～12 時間の児童の増加	小学5年生	48.4%	50%
⑭ 睡眠時間が8～10 時間の生徒の増加	中学2年生	32.8%	35%

※⑪～⑭ 健康づくりについてのアンケート

4 喫煙・飲酒

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、20 歳以上においてたばこを「吸わない」が7 割以上、「毎日吸っている」が約1 割となっています。
- たばこは喫煙者本人の健康を害するだけでなく、近くでたばこの煙を吸い込んだ人も健康被害を受けることがわかっています。望まない受動喫煙を防止するため、公共の場では禁煙や分煙が求められています。
- 国は、生活習慣病のリスクを高める飲酒量として、1 日あたりの純アルコール量を、男性で40 g（清酒2 合）、女性で20 g（清酒1 合）と設定しています。※
- アンケート調査結果では、20 歳以上において月1 日以上お酒を飲む人の1 日あたりの飲酒量が清酒換算「2 合以上」の人が、約4 人に1 人となっています。
- たばこやお酒は、胎児の発育を妨げ、流産・早産などの原因となることから、妊娠中の喫煙・受動喫煙・飲酒は避けることが強く推奨されています。また、母乳を通じて有害物質やアルコールが乳児の身体に入ることを防ぐため、授乳期も喫煙・受動喫煙・飲酒は控えることが推奨されています。
- アンケート調査結果では、3 歳保護者においてこどもの妊娠中に母親がたばこを「吸っていなかった」が9 割以上、お酒を「飲んでいなかった」が約9 割となっています。「吸っていた」、「飲んでいた」は、いずれも0.0%となっています。

【行動目標】

たばこの害、節度ある飲酒と健康について理解しよう

【町民の取り組み】

- 喫煙は喫煙者本人の健康を害するだけでなく、受動喫煙によって周囲の人の健康を害することを認識し、禁煙を心がけます。
- 適度な飲酒はリラックス効果があるものの、多量の飲酒は健康を害することを認識します。
- 妊娠・授乳中の母親の喫煙・飲酒は、胎児や乳幼児の健康を著しく害するものであるため、防止に努めます。
- 家庭内においてこどもの受動喫煙の機会が減るよう、喫煙者やその家族は配慮します。
- 公共の場で喫煙する場合は、喫煙所を利用するなど、喫煙マナーを守ります。
- 禁煙意向があるものの、個人の努力では禁煙が難しい場合は、医療機関や専門機関などに相談します。
- 適正な飲酒量に留めたり、休肝日を設けたりするなど、節度ある飲酒に努めます。

※ 通常のアルコール代謝能を有する日本人においては、「節度ある適度な飲酒」として、1 日平均純アルコールで約20 g 程度とされています。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
妊娠期の喫煙・飲酒に対する指導	母子健康手帳の発行時、妊娠届出書により、喫煙・飲酒の有無を確認し、マタニティ教室や妊娠 8 か月面談などで適宜情報提供を行うとともに、喫煙や飲酒をしている場合には、必要に応じて指導を行います。また、たばこの危険性についてリーフレットを用いて注意喚起を行います。【継続】	子育て・健康課
喫煙・飲酒等の学校教育の充実	小・中学校の体育科・保健体育科の授業の中で、喫煙や飲酒、薬物乱用が健康を損なうことについて学習します。【継続】	教育指導課
禁煙の支援	禁煙したい人の相談に応じるほか、禁煙外来の紹介など、禁煙支援を行います。【継続】	子育て・健康課
受動喫煙防止対策	世界禁煙デーや禁煙週間を活用し、禁煙についての普及啓発とともに、望まない受動喫煙についての普及啓発を行います。【新規】	子育て・健康課
適正飲酒の啓発	適正な飲酒方法について、情報提供します。【継続】	子育て・健康課
公共施設の分煙	公共施設において、それぞれの施設ごとに定めた分煙方法の徹底に努めます。【継続】	財産経営課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
⑮ 喫煙者の減少	20 歳以上	11.4%	10%
⑯ 1日の飲酒量が3合以上の人の減少	20 歳以上	3.6%	3.6%以下

※⑮～⑯ 健康づくりについてのアンケート

5 歯と口腔の健康

【現状と課題】

- 歯と口腔の健康は、全身の健康にも大きく影響することがわかっています。歯周病を放置することで歯周病菌が全身へと行き渡り、誤嚥性肺炎や糖尿病、動脈硬化などの原因となるため、定期的な歯科健診の受診が重要です。
- アンケート調査結果では、18歳以上において自分の歯が「20本以上」ある人が約7割、「何でも噛んで食べることができる」が7割以上となっています。
- 乳幼児健康診査の受診率は、ほぼ100%となっているものの、2歳児歯科健康診査の受診率は90.6%（令和5年度（2023年度））とやや低くなっています。
- アンケート調査結果では、定期的な歯科健診を「受けている」が、18歳以上において約半数、3歳保護者（こども）において3割以上となっています。また、1年に1回以上歯医者に「行っている」が、小学5年生において7割以上、中学2年生において約6割となっています。

【行動目標】

いつまでも自分の歯で食べられるように、
歯と口腔における健康の維持・向上に取り組もう

【町民の取り組み】

- むし歯や歯周病の予防について正しい知識を身に付けます。
- 80歳で自分の歯が20本あることを目指して、歯や口腔の健康維持・向上に努めます。
- 食後に歯みがきをする習慣を身に付けます。
- 歯科健診の機会などに正しいブラッシングの方法を学びます。
- 歯や歯ぐきの状態に応じて、フロスなどの歯間部清掃用具を使います。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受けます。
- 毎食、よく噛んで食べることを心がけます。
- 歯や口腔の健康が害されると、全身の健康にも影響が出ること認識します。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
妊娠期の口腔衛生、 歯周病予防	町民の予防歯科への理解を更に促進するため、妊産婦歯科健康診査の実施や、マタニティ教室等において歯周病予防、口腔ケア方法の指導等を行います。【継続】	子育て・健康課
歯科健診	1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査時に、歯科健診及び歯科相談、ブラッシング指導を行い、リスクを早期に発見し、むし歯予防に取り組みます。【継続】	子育て・健康課
歯科保健指導	育児相談、1歳児健康歯科相談、幼稚園・保育所の園児に対する個別相談など、乳幼児期の歯科相談やブラッシング指導を行います。また、小学校には、歯科衛生士と保健師が出向き、健康教育を実施します。【継続】	子育て・健康課
乳幼児の 歯科健康教育	食べる機能と食事は切っても切り離せないため、乳児期の早期から、離乳食講習会や子育てサロンでの親子講座において、歯と口の健康づくりの健康教育を行います。【継続】	子育て・健康課
小中学校の歯の 健康に関する教育	給食後の歯みがき推奨や、6月に歯と口の健康週間、歯の健康教育を行います。今後、児童生徒の保健委員会の活動に組み込むなど、効果的な指導について検討します。【継続】	教育指導課
歯と口腔の普及啓発	歯と口の健康についての普及啓発を行います。また、オーラルフレイル健口推進員は、地域での口の健康に関するボランティアとして地域住民のための歯科保健活動に取り組みます。歯科医師会と連携し、「歯の健康フェスタ」を開催します。【継続】	子育て・健康課
成人歯科健診	歯周病の予防と進行防止を目的に、節目年齢の方を対象とした歯科健診を行います。【継続】	子育て・健康課
口腔がん検診	成人歯科健診のオプションとして口腔がん検診を実施します。【新規】	子育て・健康課
地域の通いの場 (再掲)	高齢者を中心に、住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所として町内18か所を拠点にしています。 健康増進・介護予防・地域住民相互の親睦交流を支援します。 新規参加者が増加するよう、内容の検討を行っていきます。【新規】	高齢介護課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
⑰ 定期的に歯科健診を受けている人の増加	18歳以上	49.4%	55%
⑱ 自分の歯が20本以上の人の増加	70歳以上	47.9%	50%
⑲ 歯間部清掃用具を使用している人の増加	18歳以上	62.8%	70%
⑳ かかりつけ歯科医がいる幼児の増加	3歳児	42.5%	50%
㉑ 1日2回以上、歯をみがいている 児童・生徒の増加	小学5年生	74.2%	75%
	中学2年生	87.9%	90%

※⑰～㉑ 健康づくりについてのアンケート

6 望ましい食習慣の確立

【現状と課題】

- 食事には、栄養素を取り入れて身体を形成する役割だけではなく、食事を通じたコミュニケーションでこころを豊かにする役割もあります。
- アンケート調査結果では、朝食を「ひとりで食べる」割合は、小学5年生では16.7%、中学2年生では39.2%と、4割近くを占めています。
- アンケート調査結果では、どの調査でも朝食を「ほぼ毎日食べる」が8割を超えて多くなっています。しかし、3歳保護者（こども）や小学5年生の9割以上に比べると、18歳以上や3歳保護者（回答者）、中学2年生の8割台はやや低いと言えます。
- 栄養バランスのとれた食事をするには、主食・主菜・副菜※をそろえて食べることを意識することが大切です。
- アンケート調査結果では、主食・主菜・副菜の3つを組み合わせる食べることが1日に2回以上ある日が「ほぼ毎日」ある人が、18歳以上・3歳保護者（こども）ともに半数以上いるものの、「ほとんどない」人も5%程度います。
- 食塩の摂りすぎは高血圧症、ひいては脳卒中や心臓病を起こしやすくなると言われています。家庭や給食で養われた適塩の味付けを大切にバランスのとれた食事を心がけることが望まれます。

【行動目標】

1日3食、主食・主菜・副菜のそろった食事と適塩を心がけよう

【町民の取り組み】

- 乳幼児期から、食べ物の持つ素材の味を活かした食習慣づくりに取り組みます。
- 早寝早起きなどの基本的な生活習慣を身につけて、規則正しく3食がとれるように生活リズムを保ちます。
- 家庭や給食での日々の食事を通じて、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのとれた食事を心がけます。
- 減塩・適塩に意識的に取り組みます。
- 家族や友人・知人などと一緒に楽しく食事をします。
- 年齢や個人の状態に応じて必要な栄養を意識し摂取します。

※主食とは、炭水化物の供給源である、ごはん、パン、めん、パスタなどを使用した料理のこと。

主菜とは、たんぱく質の供給源となる肉、魚、卵、大豆および大豆製品などを使用した料理のこと。

副菜とは、各種ビタミン、ミネラルおよび食物繊維の供給源となる野菜、いも、きのこ、海藻などを使用した料理のこと。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
乳幼児期の栄養・食生活支援	4か月児健康診査、1歳児健康歯科相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、育児教室等において栄養相談を行います。そのほか、離乳食講習会、らくらくステップアップ離乳食講習会、マタニティ教室において、親自身の食事を含め、栄養、食べ方指導等を行います。【継続】	子育て・健康課
給食だよりの作成	こどもたちが食への関心を持ち、より良い食習慣を身に付けることができるよう、毎月の献立表とは独立した形で、食育の観点での給食だよりを発行します。【継続】	教育総務課
小中学校食育担当者会の実施	各校の食育担当者、栄養教諭、指導主事が集まり、各校および他地区の食育推進状況等について、情報や実践例を共有し、各校での取り組みのさらなる質の向上に努めます。【継続】	教育指導課
ヘルスマイト二宮※活動の支援	幼児から高齢者まで、健全な食生活の推進をはじめ、広く食育活動を行うことで、町民への食育の推進を支えるヘルスマイト二宮の人材の育成と活動の支援を充実します。【継続】	子育て・健康課
大人の食生活に関する普及啓発	食習慣を見直し、生活習慣病の予防のためバランスのとれた食事について、普及啓発をします。【新規】	子育て・健康課

※ヘルスマイト二宮とは、二宮町食生活改善推進団体の愛称です。「私達の健康は私達の手で」「おいしく楽しく健康に」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティアを行っています。

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
②② 1日2食以上、主食・主菜・副菜のそろった食事をしている人の増加	18歳以上	58.4%	60%
②③ 朝食を食べない児童・生徒・大人の減少	18歳以上	2.9%	0%
	小学5年生	0.6%	0%
	中学2年生	1.8%	0%
②④ 朝食又は夕食を、大人の誰かと食べる児童・生徒の増加	小学5年生	93.1%	95%
	中学2年生	84.8%	90%
②⑤ 薄味を心がけている人の増加	18歳以上	77.2%	80%

※②②～②⑤ 健康づくりについてのアンケート

7 持続可能な食を支える食育の推進※

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、食育への「関心がある」と回答した人が、18歳以上において約7割、3歳保護者（回答者）において約9割となっています。
- 食への感謝の心を育む取り組みとして、生産物の成り立ちや調理の仕方を伝えたり、また食事マナーを教える等、食育の基本の場となる家庭を中心とした普及啓発が必要です。
- 環境に配慮し、食材を無駄にしない方法等の普及啓発が必要です。
- 行事食や郷土料理は、長年引き継がれてきた日本独自・地域独自の食文化であり、この先も後世に伝えていくことが望まれます。
- 本町の特産物には、オリーブや落花生、みかん、しいたけ、玉ねぎ、海産物などがあります。地元で栽培・収穫された食材を地元で消費する地産地消の取り組みを進め、特産物や町への愛着を形成するとともに、特産物の生産が継続できるよう、特産物の生産への関心向上を図り、二宮ブランドの活性化が求められます。

【行動目標】

食への関心を高めて、食に関する正しい知識を身に付けよう

【町民の取り組み】

- 食事の成り立ちを知り、食に関わる人々や食材に感謝の気持ちを持ちます。
- 農産物の栽培・収穫などに参加し、旬の食材に触れ、食への関心を高めます。
- 食べたもので自分の身体は作られているという意識で、食事づくりに関心を持ちます。
- 自分が食べられる量を知ること、食品の廃棄を減らします。
- 適切な食事マナーを身につけ、食事を楽しみます。
- 栄養成分表示、産地、原材料等に関心を持ち、食材の選択に活用します。
- 四季折々の行事食や郷土料理など、食文化の継承に努めます。
- 地域でつくられた食材を地域で消費する「地産地消」に取り組みます。

※ 食への感謝の気持ちや食品ロスの削減・環境に配慮した食への理解を深め、食を選択する力を修得し健全な食生活を実践することです。

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
親と子の食育の啓発	マタニティ教室などにおいて、妊娠期における食生活や出産後の栄養指導を通じ、食育の啓発を行います。また、乳幼児期における食育は、こどもの心と身体をつくる基本であることから、育児相談等を通して、正しい食事の摂り方やこどもの発達段階にあった食事の必要性について啓発します。【継続】	子育て・健康課
学校における食育の推進	栄養士が学校に出向き、さまざまな食育に関する指導をします。また、小中学校の家庭科、総合的な学習の時間等において、持続可能な食に関する知識と関心の醸成を図ります。【充実・拡充】	教育総務課 教育指導課
学校給食における地場産物及び環境に配慮した食材※等の活用	児童・生徒が地域産業や文化への関心・理解を深めることができるよう、二宮産の食材や神奈川県産の食材を積極的に使用し、併せてアレルギーに配慮した無添加食品や環境に配慮した食材の使用を推進していきます。【新規】	教育総務課
学校給食センターの見学と職業体験	児童・生徒が学校給食センターの見学や職業体験をすることで、給食をつくる大変さやたくさんの人たちが関わっていることを学びます。【継続】	教育総務課
二宮ブランド推進事業	二宮の特産物等を活用した商品の開発、認定審査等に対して支援するとともに、認定商品のPRや販路拡大に努めます。【継続】	産業振興課
各種観光イベント事業	参加団体との協力により、地場農産物や二宮ブランド商品の販売やPRに取り組みます。【継続】	産業振興課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
②⑥ 学校給食で使用する地場産食材(神奈川県産、二宮産)や環境に配慮した食材の品目数の増加		年間で10品目	年間で14品目
②⑦ 栄養成分表示を参考にする人の増加	18歳以上	64.2%	70%
②⑧ 食の生産に関する体験をしたことがある 幼児・児童・生徒の増加	3歳児	80.5%	85%
	小学5年生	88.1%	90%
	中学2年生	88.5%	90%

※②⑥ 教育委員会

②⑦、②⑧ 健康づくりについてのアンケート

※生産・輸送・保存にかかるエネルギーを低くし、環境負荷低減を考慮した食材のこと。

8 いのちを支え・つなげる包括支援

【現状と課題】

- 日本の自殺者数は、平成 10 年（1998 年）に大きく増加し、3 万人台に達しました。その後、自殺対策の強化などに取り組んだ結果、平成 22 年（2010 年）頃から減少傾向に転じたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを理由に令和 2 年（2020 年）に再び増加傾向となりました。令和 3 年（2021 年）以降も、微増傾向が続いています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自殺者数の増加は、活動自粛に伴う経済状況の悪化や失業、社会的孤立などが原因と考えられており、中でも非正規雇用が多い女性や若い世代の自殺者の増加が目立ちました。
- 家庭、健康、経済、生活問題等、様々な理由により追いつめられる前に、早めに相談できるような全庁的連携による体制づくりが必要です。
- アンケート調査結果では、18 歳以上において「自殺したいと考えたことがある人」が、1 割以上となっています。また、消えてしまいたくなったり、いなくなってしまうと思ったことが「ある」人は、小学 5 年生において 2 割以上、中学 2 年生において約 3 割となっています。
- こころの不調を感じた場合は、速やかに専門機関や医療機関に相談することが求められます。

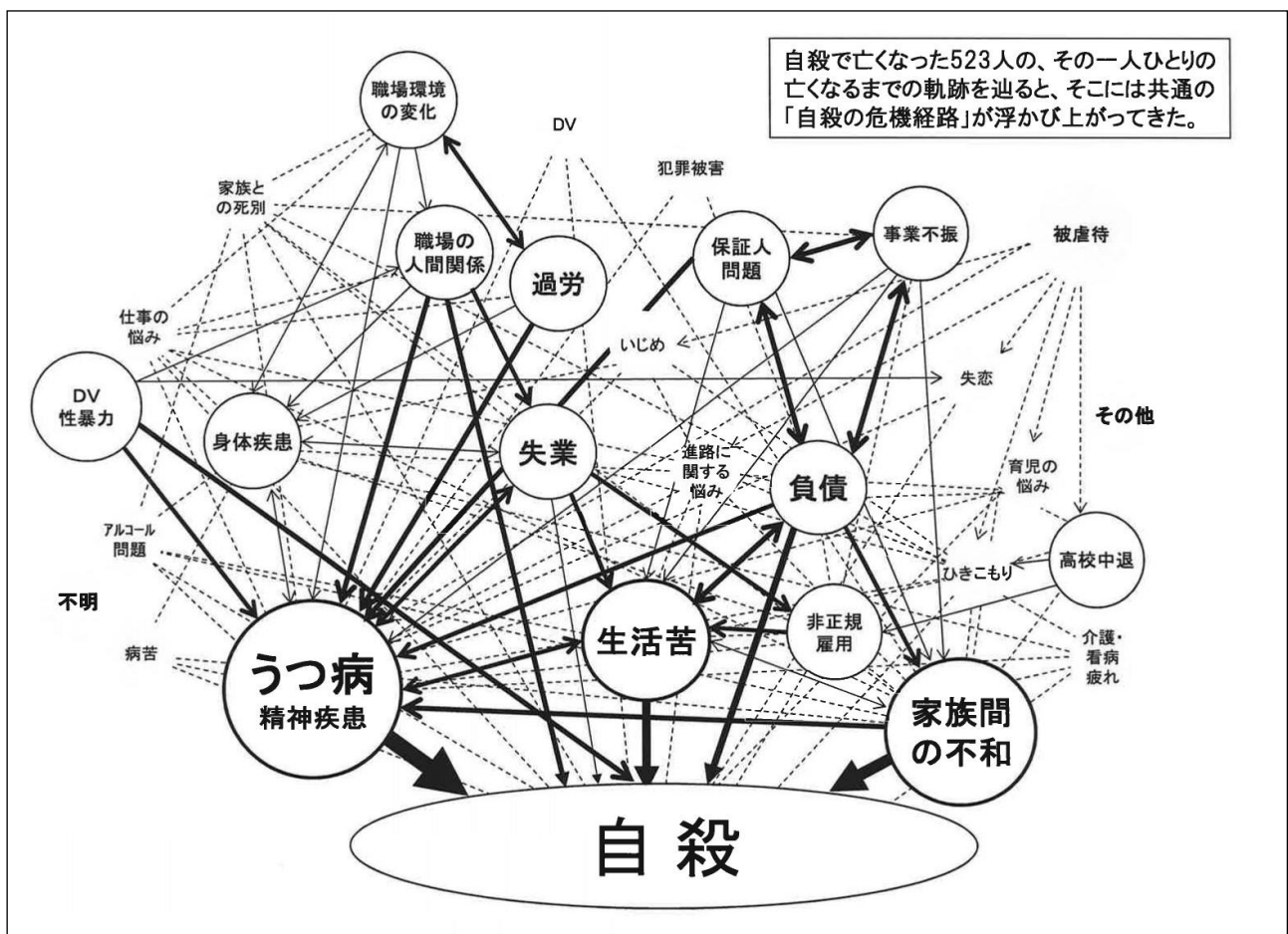
【行動目標】

分野や垣根を超えた協力体制を強化し、
誰も自殺に追い込まれることのない町を目指そう

【町民の取り組み】

- 自殺は誰もが追い込まれる可能性があることを理解し、自分事として自殺対策に関心を持ちます。
- 自殺は個人の問題ではなく、社会の問題であることを認識します。
- 自殺に追い込まれる複数の要因が、複雑に絡み合っていることを認識します。
- 「気づいてね あなたのまわりの 小さなサイン」をキャッチフレーズに、身近な人の変化に気づき、適切な支援につなげます。
- 家族や友人・知人などから相談された場合は、親身になって話を聞き、必要に応じて支援につなげます。
- 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な支援につなげることが出来るよう、ゲートキーパー養成講座を受講します。
- 適切な支援につながるための相談窓口などについて、必要に応じて情報を提供できるようにします。

<自殺の危機経路>



出典：「自殺実態白書 2013」NPO法人ライフリンク

8-1 基本施策 ①普及啓発・人材育成

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
＜こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発＞		
チラシ等、掲示物によるこころの健康づくりに関する普及啓発	庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関等にチラシやリーフレットを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。【継続】	子育て・健康課
図書館等によるこころの健康づくりに関する普及啓発	こころの健康づくり等関連テーマの資料収集のほか、自殺対策強化月間(3月)を含め、心身の健康に関する資料展示を行い、自殺予防の啓発につなげていきます。【継続】	生涯学習課
ホームページ等を通じた広報活動	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)にあわせたこころの健康に関する啓発活動を行います。また、通年で相談窓口の周知を図ります。【継続】	企画政策課 子育て・健康課
＜町民向け講演会・イベントなどの開催＞		
こころの健康講座	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。【継続】	子育て・健康課
ふるさとまつり等イベントにおける普及啓発	自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、幅広い年齢層への啓発の機会としていきます。【継続】	子育て・健康課 関係各課
＜さまざまな職種を対象とする研修の実施＞		
ゲートキーパー養成講座・研修	多種多様のゲートキーパー養成講座やゲートキーパーに関する研修を開催していきます。(役場の全職員、町民、民生委員・児童委員や各種団体)【充実・拡充】	子育て・健康課
ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修修了者を対象に、対応スキルの向上を目的としてフォローアップ研修を開催します。【新規】	子育て・健康課
＜学校教育の場における人材育成＞		
こどもの人権に関する教育	町内小・中学生を対象とした人権教育等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動するとともに、教職員のさらなる向上のため、当該テーマに関する研修及び研究を行います。【継続】	教育指導課

8-1 基本施策 ②地域におけるネットワークの強化

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
<地域におけるネットワークの強化>		
二宮町自殺対策検討会議	自殺対策について、庁内関係部署との連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、会議でいのち支える自殺対策推進本部の機能を有します。【継続】	子育て・健康課
いじめ問題対策連絡協議会	二宮町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。【継続】	教育指導課
地域での見守りネットワークの構築	多様な課題を抱えた高齢者やその家族が安心して暮らしていくことができるよう、民生委員・児童委員、地区長、社会福祉協議会、警察等との情報共有とともに、地域の通いの場を中心とした住み慣れた地域での日常的な安否確認を基盤に、変化の把握から支援の提供までの緩やかなネットワーク構築を推進します。また、中学校で実施している認知症サポーター養成講座において、二宮町みまもりガイドの説明を行い、若い世代への見守りに対する意識の醸成を図ります。【継続】	福祉保険課 高齢介護課
児童虐待防止対策事業	児童虐待防止のため、要保護児童地域対策協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。【継続】	子育て・健康課
自殺対策ケース会議	必要に応じて、個別の自殺対策に関する具体的な支援の内容を検討します。構成メンバーは、関係する実務者をもってその都度構成する。【新規】	子育て・健康課
要保護児童地域対策協議会	児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。【新規】	子育て・健康課

8-1 基本施策 ③生きることの促進要因の支援

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
<相談体制の充実・相談窓口>		
こども家庭センター	妊娠期から出産、子育て期における切れ目ない支援を行うため、保健センター内に設置されたこども家庭センター「にのはぐ」にて、母子健康手帳の交付時に保健師や助産師等の専門職が全ての方の面談を行い、妊娠期からの関係性を築くことで、不安や悩みに寄り添った支援を目指します。 【継続】	子育て・健康課
民生委員・児童委員による地域における相談・支援、及び二宮町社会福祉協議会の実施する心配事相談	地域の身近な相談役としての民生委員・児童委員の存在や、社会福祉協議会の実施する心配ごと相談について、広く周知することで、早期に適切な相談窓口・専門機関につながるよう支援していきます。【継続】	福祉保険課
生活保護相談 及び生活困窮者への支援	生活保護に関する相談や支援につき、平塚保健福祉事務所と連携し、周知・相談対応をしていきます。また、一時的な生活困窮者には、当面の食糧等が確保できるよう社会福祉協議会を通じてこども食堂やフードバンクへつなぎ、また生活困窮者自立支援制度が必要な方には県社協と連携し、必要な支援につなぐことができるよう対応していきます。【継続】	福祉保険課
成年後見制度利用支援	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に対し、成年後見についての相談や手続きの援助等を行い、安心安全な生活ができるよう支援します。また、制度自体の周知を図ります。【継続】	福祉保険課 高齢介護課
障害者生活支援	障がい者の日常生活、社会生活等に関する相談を継続実施していくとともに、相談の多様化・複雑化にも対応するため、関係各課、関係機関との連携を強化していきます。【継続】	福祉保険課
障害者虐待への対応	障害者虐待に関する通報・相談に対応します。また、受理者側の支援力向上のため、研修等への参加を図ります。 【継続】	福祉保険課
消費生活対策	関連リーフレットやチラシの配架、高齢者や中学生に向けた講座を行うとともに、町の HP や SNS 等を通して、普及啓発を図ります。また、消費生活相談は、早急に相談窓口へつながるよう、平塚市消費生活センターの周知も徹底します。【継続】	町民課

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
<相談体制の充実・相談窓口>		
無料法律相談	法律面で町民の問題解決につながる一助として、認定司法書士無料法律相談及び、法テラスによる無料オンライン法律相談を継続的に実施します。【継続】	町民課
納税相談	納税が困難である方に対して行う納税相談業務において、生活困窮者やその他の課題を抱える方に対しては、さまざまな支援制度の存在を示し、必要に応じ、担当機関を案内します。【継続】	税務課 福祉保険課
商工相談	二宮町商工会と連携し、二宮町商工会が中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図ることを普及啓発します。【継続】	産業振興課
いのちの相談窓口	死にたいほどつらい気持ちに寄り添った支援をします。【新規】	子育て・健康課
ことわらない相談窓口	町民一人ひとりがその人らしい生き方を実現できる社会を目指し、制度や分野に分かれた、縦割りでは対応しにくい相談について、社会福祉士や保健師などの専門職や職員が解決へ向けて支援します。【新規】	高齢介護課
高齢者虐待への対応	高齢者に対する虐待防止のために、相談窓口や高齢者虐待防止法等の周知を行うとともに、地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による高齢者虐待の早期発見・早期解決に努めます。また、介護サービス事業者への集団指導や運営指導を通じた周知を図ります。【新規】	高齢介護課
児童虐待への対応	児童の健やかな育成と児童虐待の防止を目的として、要保護児童対策地域協議会の運営や児童虐待への対応と安全確認、家庭への養育支援、町民及び関係機関に対する啓発活動を実施します。【新規】	子育て・健康課
DVへの対応	各相談機関についての情報発信をはじめ、関係機関と連携し、誰もが安心して相談できる体制づくりの充実に努めます。【新規】	町民課 福祉保険課
あらゆるハラスメントの防止	職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、更にはマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、町職員等や町内事業者に対する啓発活動に努めます。【新規】	総務課 産業振興課 教育総務課 議会事務局
困難な問題を抱える女性の相談窓口	女性が日常生活または、社会生活を営むにあたり女性であることにより、さまざまな問題に直面することが多いことから、女性が安心して、かつ、自立して暮らせるよう町の相談窓口を分かりやすくするほか、県や関係機関とのさらなる連携により支援強化を図ります。【新規】	福祉保険課

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
<自殺未遂者への支援>		
消防との連携	救急現場の状況や対応した内容を情報共有します。【継続】	子育て・健康課 消防署
自殺未遂者相談・支援	自殺未遂者(同意を得られた方)に対し支援をしていきます。【新規】	子育て・健康課
各関係機関との連携	地域の関係機関とのネットワークの構築を図ります。【新規】	子育て・健康課
相談窓口の周知	相談窓口を広く周知します。【新規】	子育て・健康課 消防署
<遺された人への支援>		
自死遺族相談	県精神保健福祉センターが行う自死遺族面接相談や自死遺族の集いを普及啓発します。 町でも相談を受け付けます。【継続・拡大】	子育て・健康課
<居場所づくり活動>		
地域の通いの場 (再掲)	高齢者を中心に、住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所として町内 18 か所を拠点にしています。 健康増進・介護予防・地域住民相互の親睦交流を支援します。 新規参加者が増加するよう、内容の検討を行っていきます。【継続】	高齢介護課
認知症カフェ (認知症地域支援・ ケア向上事業)	認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う情報交換の場を提供します。今後は、より気軽に参加できるよう、開催場所などを検討するとともに、認知症サポーター主催の認知症カフェが開催できるよう支援していきます。【継続】	高齢介護課
子育てサロンの運営	地域における子育て支援拠点施設として、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や、子育てに関する不安・悩みを相談できる場を提供します。【継続】	こども支援課
図書館の利用	誰でも利用することができ、居場所としての支援を図ります。また、ラディアン大規模改修の際、居場所としての魅力向上につながるよう、リニューアルを行います。【充実・拡充】	生涯学習課

8-2 重点施策 ①こども・若者対策

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
<SOSの出し方に関する教育の実施>		
SOSの出し方に関する教育	こどもが現在起きている危機的状況、または今後起こりえる危機的状況に対応するために身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。【新規】	子育て・健康課
<若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒などへの支援の充実>		
幼保小連携	こどもたちが希望や目標を持って学校に入学し、それぞれの学校生活をスムーズに始められるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を図ります。【継続】	教育指導課
教育相談（いじめを含む）	こどもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談を、心理教育カウンセラーが対面や電話等で受け付けます。【継続】	教育指導課
不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒を対象に、教育支援室等でそれぞれの個性、課題に応じた対応を行います。【継続】	教育指導課
<社会全体でこども・若者の自殺リスクを減らす取り組み>		
いのちの授業	小学生を対象に、自分のかけがえのない命の大切さに気づき、自尊感情を高めることができるよう、いのちの授業を実施します。【継続】	子育て・健康課
青少年育成地域活動	社会全体で青少年の健全育成に取り組む気運を醸成するため、団体間の連携を強化するとともに、青少年の豊かな人格形成を図る事業を開催します。また、青少年指導員との連携により、町内をパトロールして青少年の非行防止に努めます。【継続】	生涯学習課

8-2 重点施策 ②高齢者対策

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
<社会参加の強化と孤独・孤立の予防>		
地域の通いの場 (再掲)	高齢者を中心に、住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所として町内 18 か所を拠点にしています。 健康増進・介護予防・地域住民相互の親睦交流を支援します。 新規参加者が増加するよう、内容の検討を行っていきます。【継続】	高齢介護課
認知症カフェ (認知症地域支援・ ケア向上事業) (再掲)	認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う情報交換の場を提供します。 今後は、より気軽に参加できるよう、開催場所などを検討するとともに、認知症サポーター主催の認知症カフェが開催できるよう支援していきます。【継続】	高齢介護課
地域における 見守り活動の推進	地区長、町社協、民生委員・児童委員を含む幅広い関係団体と連携し、地域において支援を要する人への見守りを推進します。【継続】	福祉保険課 高齢介護課
緊急医療情報シート	避難行動要支援者名簿の地区長への配布など、災害弱者のための施策は、継続して実施していき、特に危険な箇所にお住まいの方や必要な方には、個別避難計画の積極的な計画策定の呼びかけを実施していきます。【継続】	防災安全課 福祉保険課 高齢介護課
<生活不安を抱える高齢者に対する生活支援>		
シルバー 緊急通報システム	日常生活を安心して過ごすことができるよう、65 歳以上の一人暮らしの高齢者を中心に、「体調がすぐれない」「ケガをした」等緊急時の通報や 24 時間いつでも相談できる見守りサービスを提供します。【継続】	高齢介護課
日常生活自立支援事業 (あんしんセンター)	判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理等の援助について、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。【継続】	福祉保険課
総合相談 (地域包括支援 センター運営事業)	地域の高齢者に対し、必要な支援を把握するため、地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。【継続】	高齢介護課
ことわらない相談窓口 (再掲)	町民一人ひとりがその人らしい生き方を実現できる社会を目指し、制度や分野に分かれた、縦割りでは対応しにくい相談について、社会福祉士や保健師などの専門職や職員が解決へ向けて支援します。【新規】	高齢介護課

8-2 重点施策 ③働く世代対策

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
地域産業の育成・発展	二宮町商工会と連携し、二宮町商工会が経営者支援セミナーや中小企業経営基盤強化事業の実施を普及啓発します。【継続】	産業振興課
商工相談	二宮町商工会と連携し、二宮町商工会が中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスをを行い、事業者の経営力の向上を図ることを普及啓発します。【継続】	産業振興課
自殺対策に関する人材育成・普及啓発	働く世代に対して、ゲートキーパー養成講座や普及啓発を行っています。【新規】	子育て・健康課

8-2 重点施策 ④女性対策

【町の取り組み】

取り組み・事業	内容・方向性	担当課
女性のこころとからだの健康づくり（再掲）	身体活動・運動の大切さについて普及啓発を図ります。また、誰もが親しむことができる身体活動・運動についての情報提供に努めます。【新規】	子育て・健康課
妊産婦への支援	妊娠期から出産・子育て期までの様々な不安や心配事の相談に応じます。また産後ケア事業を実施し、出産後の心身ともに不安定になりがちな時期をサポートします。【新規】	子育て・健康課
DVへの対応（再掲）	各相談機関についての情報発信をはじめ、関係機関と連携し、誰もが安心して相談できる体制づくりの充実に努めます。【新規】	町民課 福祉保険課
あらゆるハラスメントの防止（再掲）	職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、更にはマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、町職員等や町内事業者に対する啓発活動に努めます。【新規】	総務課 産業振興課 教育総務課 議会事務局
困難な問題を抱える女性の相談窓口（再掲）	女性が日常生活または、社会生活を営むにあたり女性であることにより、さまざまな問題に直面することが多いことから、女性が安心して、かつ、自立して暮らせるよう町の相談窓口を分かりやすくするほか、県や関係機関とのさらなる連携により支援強化を図ります。【新規】	福祉保険課

【数値目標】

指 標		現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
②⑨ 相談窓口を知っている人の増加	18 歳以上	61.3%	70%
	60 歳以上	53.0%	60%
	20～50 代の 就労者	72.7%	80%
	女性	66.7%	70%
③⑩ 本町が行っている自殺対策事業を知っている人の増加	18 歳以上	19.8%	20%
③⑪ ゲートキーパー養成講座の参加者数の増加 (町民)	18 歳以上	8 人	毎年度 10 人以上
③⑫ 町職員向けのゲートキーパー養成講座の 参加率の増加	新卒採用者	80% (8 人/10 人)	100%
③⑬ こころの健康に関する窓口を1つ以上 認知している児童の増加	小学5年生	68.5%	75%
	中学2年生	83.0%	90%

※②⑨、③⑩、③⑬ 健康づくりに関するアンケート

③⑪、③⑫ 子育て・健康課

第5章 ライフステージ別の取り組み

町民一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るためには、ライフステージの各段階に応じたテーマを明確にし、取り組みを展開していくことが重要となります。

ここでは、ライフステージを乳幼児期、学童思春期、青壮年期、高齢期の4段階に分けており、それぞれのライフステージで目指す健康づくりの取り組み目標を示しています。

1 乳幼児期（0～6歳）

乳幼児期は、人生の中で心身の発達が最も著しい時期です。身体が大きく成長することはもちろんのこと、多くの経験を通じて様々な感情や他者との関わりなどを学びます。そのため、人格や生活習慣の形成にとっても大切な時期とされています。また、保護者の生活習慣や考え方が乳幼児の健康に大きく影響する時期であることから、家庭に重点を置いた対策が重要となります。

【主な取り組み】

- 必要な健診等を受診し、健康状態を把握します。
- 遊びを通して、身体を動かします。
- 十分な睡眠や休養をとるように心がけます。
- 妊娠・授乳中の母親の喫煙・飲酒は、胎児や乳幼児の健康を著しく害するものであるため、防止に努めます。
- 家庭内においてこどもの受動喫煙の機会が減るよう、喫煙者やその家族は配慮します。
- 食後に歯みがきをする習慣を身に付けます。
- 食べ物のもつ素材の味を活かした食習慣づくりに取り組みます。
- 早寝早起きなどの基本的な生活習慣を身につけて、規則正しく3食がとれるように生活リズムを保ちます。
- 適切な食事マナーを身につけ、食事を楽しみましょう。

2 学童思春期（7～19 歳）

学童思春期は、学校での集団生活が始まり、成人への移行期にあたり、身体の成長はもとより、こころも大きく成長する時期です。そのため、家庭や学校を通して、健康に関する正しい知識を学ぶとともに、規則正しい生活習慣などを身に付けることが重要となります。この時期の健全な成長を促進するためには、こどもが抱える不安を周りの大人が受け止める必要があります。

【主な取り組み】

- 日頃の取り組みとして、規則正しい生活習慣や栄養バランスがとれた食事、適度な運動に努めます。
- 体育や部活、遊びを通して身体を動かします。
- 十分な睡眠や休養をとるように心がけます。
- 心配事や悩みがあったら、一人で悩まず、無理をせずに、家族や友人、専門機関や医療機関などに相談するようにします（SOSを出します）。
- たばこやお酒の健康への害について理解し、関わらないようにします。
- 食後に歯みがきをする習慣を身に付けます。
- 家庭や給食での日々の食事を通じて、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのとれた食事を心がけます。
- 食べたもので自分の身体は作られているという意識で、食事づくりに関心を持ちます。
- 自殺は誰もが追い込まれる可能性があることを理解し、自分事として自殺対策に関心を持ちます。

3 青壮年期（20～64 歳）

青年期は、自立して社会の一員として活躍を始める時期であるとともに、就職や結婚、出産などの人生の転換期を迎える時期でもあります。食生活の乱れや睡眠不足、運動不足、ストレスの増加など、健康問題に直結するほど生活習慣が乱れてしまうことから、生活習慣の見直し・改善が求められます。また、壮年期は、少しずつ身体機能が低下してくるとともに、生活習慣病などが発症しやすくなる時期です。高齢期への準備期間となることから、適切な健康管理を心がけ、健康的な生活習慣の維持を図ることが重要となります。

【主な取り組み】

- 定期的な健康状態を把握する機会として、健康診査やがん検診を受診します。
- 心身および歯の健康について相談できるかかりつけ医を持ちます。
- 運動や休憩時間等のちょっとした時間に身体を動かすなど、気軽に楽しみながら続けられる運動習慣を見つけてみます。
- 心配事や悩みがあったら、一人で悩まず、無理をせずに、家族や友人、専門機関や医療機関などに相談するようにします。
- 睡眠・休養の確保を心がけ、ストレス対処法を身に付けます。
- たばこやお酒の健康への害について理解し、禁煙・分煙や適正飲酒を心がけます。
- 喫煙する場合は、喫煙所を利用するなど、喫煙マナーを守ります。
- 歯や口腔の健康が害されると、全身の健康にも影響が出ること認識します。
- 日々の食事を通じて、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのとれた食事を心がけます。
- 食べたもので自分の身体は作られているという意識で、食事づくりに関心を持ちます。
- 自殺は誰もが追い込まれる可能性があることを理解し、自分事として自殺対策に関心を持ちます。
- 家族や友人・知人などから相談された場合は、親身になって話を聞き、必要に応じて支援につなげます。

4 高齢期（65 歳以上）

高齢期は、身体機能だけでなく、認知機能も徐々に低下し、様々な健康問題に直面する時期です。自分は大丈夫だと過信することなく、定期的な健康診査などで客観的に健康状態を把握することが大切です。また、社会的に孤立しやすい時期でもあるため、地域等社会とのつながりを持つことが重要です。

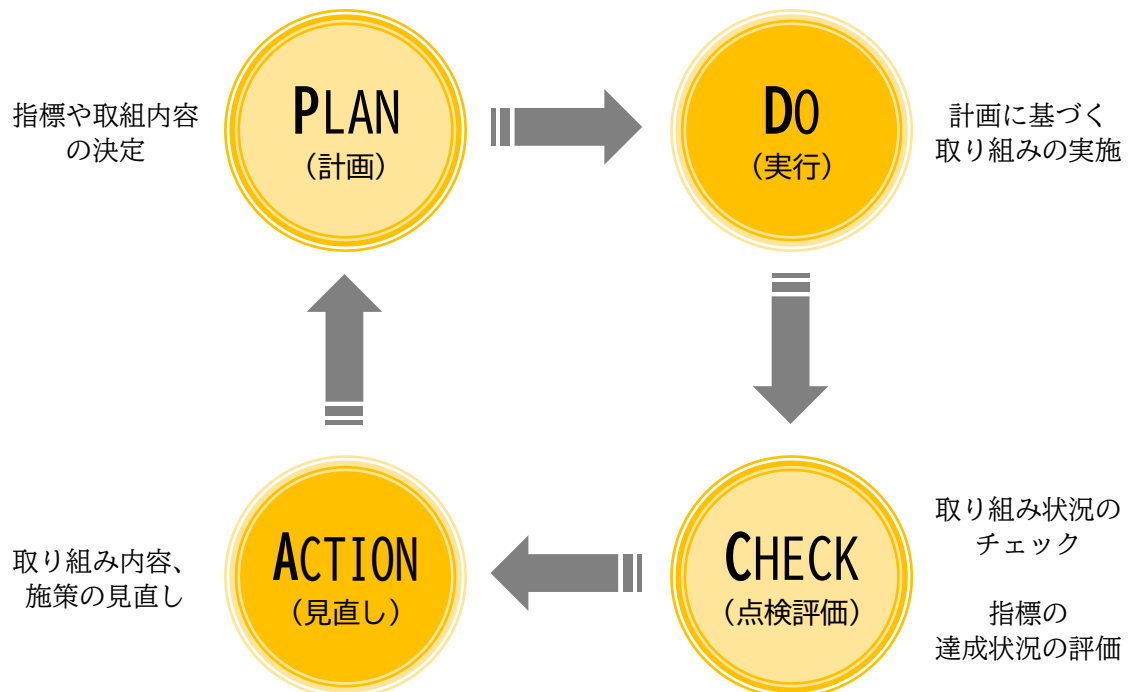
【主な取り組み】

- 定期的な健康状態を把握する機会として、健康診査やがん検診を受診します。
- 介護を必要としない期間をできる限り延伸するため、介護予防に努めます。
- ウォーキングなど、気軽にできることから運動を習慣付けます。
- 十分な睡眠や休養をとるように心がけます。
- たばこやお酒の健康への害について理解し、禁煙・分煙や適正飲酒を心がけます。
- 喫煙する場合は、喫煙所を利用するなど、喫煙マナーを守ります。
- 80 歳で自分の歯が 20 本以上あることを目指して、歯や口腔の健康維持・向上に努めます。
- 年齢や個人の状態に応じて必要な栄養を意識し摂取します。
- 食べたもので自分の身体は作られているという意識で、食事づくりに関心を持ちます。
- 自殺は誰もが追い込まれる可能性があることを理解し、自分事として自殺対策に関心を持ちます。
- 家族や友人・知人などから相談された場合は、親身になって話を聞き、必要に応じて支援につなげます。

第6章 計画の進捗管理

本計画は、令和16年度（2034年度）までの10か年計画ですが、令和11年度（2029年度）に中間評価・見直し、令和16年度（2034年度）に最終評価・改訂を予定しています。これは、社会情勢の変化や町の状況の変化などを計画に反映させるためのものであり、本計画が町民の健康づくりの推進に有効なものであり続けるよう、町民一人ひとりの健康づくりの取り組み状況、数値目標の達成度等を評価し、必要に応じた見直し（改訂）を行うものです。評価を行う際には、計画・実行・点検評価・見直しを循環させるPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

<PDCAサイクル>



資料編

1 数値目標一覧

			現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
健康管理	① 胃がん検診の受診率の増加	50歳～69歳(男性)	1.1%	10%
		450歳～69歳(女性)	2.8%	10%
	② 大腸がん検診の受診率の増加	40歳～69歳(男性)	3.6%	10%
		40歳～69歳(女性)	6.9%	10%
	③ 肺がん検診の受診率の増加	40歳～69歳(男性)	4.1%	10%
		40歳～69歳(女性)	6.6%	10%
	④ 乳がん検診の受診率の増加	40歳～69歳(女性)	5.2%	10%
	⑤ 子宮頸がん検診の受診率の増加	20歳～69歳(女性)	7.5%	10%
身体活動・運動	⑥ この1年間で、各種がん検診を受けた人の増加	18歳以上	35.0%	45%
	⑦ この1年間で、健康診査を受けた人の増加	18歳以上	70.0%	75%
	⑧ この1年間、1回30分以上の運動を週に2日以上行った人の増加	18歳以上	42.4%	50%
	⑨ 1日7,000歩以上、歩く人の増加	18歳以上	17.4%	20%
こころの健康	⑩ この1年間、1日60分以上の運動を週に2日以上行った児童・生徒の増加	小学5年生	60.4%	65%
		中学2年生	78.8%	80%
	⑪ この1か月間、睡眠によって休養がとれていない人の減少	18歳以上	21.2%	20%
	⑫ ストレスを感じている人の減少	18歳以上	68.1%	65%
喫煙・飲酒	⑬ 睡眠時間が9～12時間の児童の増加	小学5年生	48.4%	50%
	⑭ 睡眠時間が8～10時間の生徒の増加	中学2年生	32.8%	35%
歯と口腔の健康	⑮ 喫煙者の減少	20歳以上	11.4%	10%
	⑯ 1日の飲酒量が3合以上の人の減少	20歳以上	3.6%	3.6%以下
	⑰ 定期的に歯科健診を受けている人の増加	18歳以上	49.4%	55%
	⑱ 自分の歯が20本以上の人の増加	70歳以上	47.9%	50%
	⑲ 歯間部清掃用具を使用している人の増加	18歳以上	62.8%	70%
	⑳ かかりつけ歯科医がいる幼児の増加	3歳児	42.5%	50%
	㉑ 1日2回以上、歯をみがいている児童・生徒の増加	小学5年生	74.2%	75%
		中学2年生	87.9%	90%

			現状値※ (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
望ましい食習慣の確立	㉔ 1日2食以上、主食・主菜・副菜のそろった食事をしている人の増加	18歳以上	58.4%	60%
	㉕ 朝食を食べない児童・生徒・大人の減少	18歳以上	2.9%	0%
		小学5年生	0.6%	0%
	㉖ 朝食又は夕食を、大人の誰かと食べる児童・生徒の増加	中学2年生	1.8%	0%
		小学5年生	93.1%	95%
持続可能な食を支える食育の推進	㉗ 朝食又は夕食を、大人の誰かと食べる児童・生徒の増加	中学2年生	84.8%	90%
		18歳以上	77.2%	80%
	㉘ 薄味を心がけている人の増加	18歳以上	77.2%	80%
	㉙ 学校給食で使用する地場産食材(神奈川県産、二宮産)の品目数の増加		年間で10品目	年間で14品目
	㉚ 栄養表示を参考にする人の増加	18歳以上	64.2%	70%
いのちを支えつなげる包括支援	㉛ 食の生産に関する体験をしたことがある幼児・児童・生徒の増加	3歳児	80.5%	85%
		小学5年生	88.1%	90%
		中学2年生	88.5%	90%
		18歳以上	61.3%	70%
	㉜ 相談窓口を知っている人の増加	60歳以上	53.0%	60%
		20~50代の就労者	72.7%	80%
		女性	66.7%	70%
	㉝ 本町が行っている自殺対策事業を知っている人の増加	18歳以上	19.8%	20%
	㉞ ゲートキーパー養成講座の参加者数の増加(町民)	18歳以上	8人	毎年度10人以上
	㉟ 町職員向けのゲートキーパー養成講座の参加率の増加	新卒採用者	80%	100%
	㊱ こころの健康に関する窓口を1つ以上認知している児童の増加	小学5年生	68.5%	75%
		中学2年生	83.0%	90%

※①～⑤ 地域保健・健康増進事業報告

⑥ 教育委員会

⑥～⑫、⑭～⑯、㉔ 健康づくりについてのアンケート

㉕、㉖ 子育て・健康課

2 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会の設置、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定について検討するため、二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第3条 検討会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1） 計画策定のための調査研究及び計画の意見聴取に関すること。
- （2） 計画策定に係る情報交換に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 検討会は、構成員15人以内をもって組織し、次に掲げる団体から推薦のあった者又は応募のあった者のうちから選出する。

- （1） 中郡医師会
- （2） 平塚歯科医師会
- （3） 二宮町立小学校及び中学校
- （4） 二宮町保育会
- （5） 二宮町・大磯町私立幼稚園協会
- （6） 二宮町健康づくり普及委員
- （7） 二宮町食生活改善推進団体
- （8） 湘南農業協同組合
- （9） 平塚保健福祉事務所
- （10） 神奈川県精神保健福祉センター
- （11） 一般公募者
- （12） その他町長が必要と認める者

（任期）

第5条 構成員の任期は、計画を策定する日までとする。

（報償費）

第6条 構成員が検討会の会議に出席した場合は、報償費を支給する。

- 2 前項に規定する報償費は、出席に応じ予算の範囲内で支給する。ただし、第4条に規定する構成員のうち、公的機関に所属するものについては、報償費を支給しないものとする。

（会長及び副会長）

第7条 検討会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により、選出するものとする。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開催し、意見を聴取することはできない。ただし、特別な事情により会議を開催できない場合は、他の方法により意見聴取を行うものとする。

(意見等の聴取)

第9条 会長は、検討会の会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会の会議に出席させて意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 構成員は、検討会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 検討会の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会委員名簿

	団 体		氏 名
会 長	中郡医師会	二宮班	齋藤 達也
副会長	平塚歯科医師会	二宮地区長	鈴木 基
委 員	二宮町小中学校長会	二宮西中学校長	藤田 和人
委 員	二宮町保育会	百合が丘保育園長	中村 裕希子
委 員	二宮町私立幼稚園協会	梅の木幼稚園副園長	水島 博恭
委 員	二宮町食生活改善推進団体	会長	野谷 弥生
委 員	二宮町健康づくり普及委員協議会	委員長	佐藤 日出子
委 員	JA 湘南二宮町支店	支店長	山田 昌弘
委 員	神奈川県平塚保健福祉事務所	保健予防課長	田中 智子
委 員	神奈川県精神保健福祉センター	相談課長	石井 利樹
委 員	公募の町民		桑名 麻亜沙
委 員	公募の町民		遠藤 明子

4 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定経過

年 月 日	内 容
令和6年1月11日～ 令和6年1月24日	健康づくりに関するアンケート(18歳以上の町民、3歳児の保護者)の実施
令和6年3月15日～ 令和6年3月22日	健康づくりに関するアンケート(小学5年生、中学2年生)の実施
令和6年7月12日	第1回 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会 (1) 町民意識調査アンケート結果について (2) 計画目標数値の達成状況について (3) 計画策定の骨子について (4) 計画策定スケジュールについて
令和6年7月25日～ 令和6年8月9日	第2回 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会 (書面会議) (1) 基本理念について
令和6年10月11日	第3回 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会 (1) 基本理念について (2) 計画素案について
令和6年11月8日～ 令和6年11月15日	第4回 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会 (書面会議) (1) 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(修正案)について
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	「第2次二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(案)」に対する町民意見募集(パブリックコメント)の実施
令和7年2月19日	第5回 二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定検討会 (1) 計画に関する町民意見募集の結果について (2) 計画案について (3) 概要版について

5 二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例

平成 30 年 3 月 12 日条例第 21 号

二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、核家族化や情報機器の飛躍的普及といったライフスタイル、食・運動・睡眠などの生活習慣、子どもの遊びなどを取りまく環境が変わってきた。成人においては、平均寿命の延伸に伴い、糖尿病などの生活習慣病やがん、認知症など、医療・介護を必要とする人が増え、子どもにおいては、体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、あらゆる世代において、心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題としても取り組まれるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。

誰もが持続可能な地域社会を形成する一人として、生涯にわたって心も身体もきらりと輝いて生きることを目指し、健康づくりは更に継続的、計画的、総合的に行われ、かつ創造的でなければならない。私たちは、わが町において、「心身きらり」の実現ができると確信し条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、心身きらりを目指し、基本理念を定め、町民及び町の取組並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）心身きらり 心と身体がともに健康である状態をいう。
- （2）健康づくり 心と身体の健康の維持及び増進を図るための取組をいう。
- （3）町民 町内に居住する者、通勤通学する者、町内で事業を行う者をいう。
- （4）運動 体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。
- （5）地域活動団体 町内において、健康、福祉等に携わる団体をいう。
- （6）事業者 町内において、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 心身きらりの実現は、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたり人となつがり、安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆる場面において、主体的に健康づくりに取り組める地域社会の実現をめざす。

（町民の取組）

第4条 町民は、健康づくりに対する関心及び理解を深め、自らの健康状態を把握し、状況に応じた対策及び生活習慣の向上を図るよう努めるものとする。

2 町民は、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(町の取組)

第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、健康づくりに関する施策を策定し、計画的かつ効果的に実施し、町民の健康づくりを推進するものとする。

2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上を図るよう努めるものとする。

3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体及び事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。

4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換及び学習の機会を設けるものとする。

5 町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うとともに、施策を評価し公表するものとする。

6 町は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 町は、健康づくりを推進するために、国、県及び他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

(地域活動団体の取組)

第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。

(心身きらり推進期間)

第8条 町は、町民の関心と理解を深めるため、心身きらり推進期間を設けるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

6 二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成 31 年 3 月 1 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の歯及び口腔の健康づくりについて基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯及び口腔の健康づくりは、町民の生涯にわたる全身の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に欠くことができないものであり、子どもの健やかな成長と発達、生活習慣病の予防、介護予防、食育の推進等に資するものであることから、町民自らが歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進し、必要な保健医療を受けることができる環境の整備を促進することを基本理念とする。

(町の責務)

第 3 条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

(歯科医師等の役割)

第 4 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、町が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力し、適正な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第 5 条 教育又は保健、医療若しくは福祉に関する業務に従事する者（歯科医療等業務に従事する者を除く。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の役割)

第 6 条 町民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについて、理解を深め、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むように努めるものとする。

(基本的施策)

第 7 条 町は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識等の普及啓発に関すること。
- (3) 妊娠期から子育て期における母子及び学齢期にある者に対して、予防対策を推進すること。
- (4) 成人期にある者に対して、歯周病予防対策等を推進すること。
- (5) 高齢期にある者に対して、口腔機能の維持及び向上のための対策等を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

※令和7年（2025年）4月の組織改正により、本文中は新しい部課名等になっています。

第2次二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画

令和7年(2025年)3月

発行：二宮町

編集：二宮町 健康福祉部 子育て・健康課

〒259-0123 神奈川県中郡二宮町二宮 1410 番地

電話番号 0463-71-7100

F A X 0463-72-6086

※健康福祉部 子育て・健康課は、令和7年（2025年）4月からこども・健康部
子育て・健康課に変わります。